

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
における検討に関する中間報告

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会

平成23年4月

目次

| | | |
|-----|------------------------------------------|----|
| 第1 | 研究会の目的 | 1 |
| 第2 | 検討の概要 | 1 |
| 1 | 検討の経緯 | 1 |
| 2 | 委員による知見発表 | 3 |
| (1) | A委員「被疑者取調べの可視化(全過程録画) = その意義・機能と必然性について」 | 3 |
| (2) | B委員「取調べの可視化と無罪(再審無罪)、幅広い検討の必要性」 | 3 |
| (3) | C委員「ビデオ録画面接の功罪(被害者、目撃者への司法面接と被疑者取調べ)」 | 4 |
| (4) | D委員「何によって犯罪の真相に迫るのか」 | 4 |
| 3 | ヒアリング | 5 |
| (1) | 刑事事件の被告となり、無罪・再審無罪となられた方々 | 5 |
| ア | いわゆる志布志事件で無罪となったAさん | 5 |
| イ | いわゆる富山事件で再審無罪となったBさん | 5 |
| ウ | いわゆる足利事件で再審無罪となったCさん | 6 |
| エ | ヒアリングを踏まえての検討 | 6 |
| (2) | 犯罪被害者の御遺族 | 7 |
| ア | 飲酒死亡ひき逃げ事故の御遺族であるDさん | 7 |
| イ | 世田谷一家殺人事件の御遺族であるEさん | 8 |
| ウ | ヒアリングを踏まえての検討 | 9 |
| (3) | 各種専門家 | 9 |
| ア | 元科学警察研究所犯罪行動科学部長Fさん | 9 |
| イ | オーストラリア連邦法務省法務次官補Gさん | 10 |
| ウ | 韓国・成均館大学法学専門大学院教授Hさん | 10 |
| (4) | 現に取調べに従事している警察官(刑事) | 12 |
| ア | I警部 | 12 |
| イ | J警部 | 12 |
| 4 | 諸外国に関する調査結果の報告等 | 13 |
| (1) | 事務局による報告の概要 | 13 |
| ア | 英国 | 13 |
| イ | 米国 | 14 |
| ウ | ドイツ | 15 |
| エ | フランス | 16 |
| オ | イタリア | 17 |
| カ | オーストラリア | 18 |
| キ | 大韓民国 | 18 |
| ク | 台湾 | 20 |
| ケ | 香港 | 20 |
| (2) | 質疑、討議等の概要 | 21 |

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 5 | その他 | 23 |
| (1) | 大阪府東警察署における取調べの録音テープの再生 | 23 |
| (2) | 足利事件の取調べの録音テープの再生要請 | 23 |
| 第3 | 検討事項ごとの検討状況 | 24 |
| 1 | 我が国における取調べの真相解明上の機能 | 24 |
| (1) | 事務局による説明 | 24 |
| (2) | 委員等からの指摘 | 25 |
| 2 | 諸外国における取調べの機能 | 26 |
| 3 | 取調べの困難化とその影響 | 27 |
| 4 | 取調べの高度化と客観証拠の拡充 | 27 |
| 5 | 我が国における可視化の現状 | 28 |
| 6 | 諸外国における可視化の現状 | 28 |
| 7 | 可視化の効果と問題点、克服方策 | 30 |
| (1) | 効果 | 30 |
| (2) | 問題点及び克服方策 | 31 |
| 8 | 我が国における捜査手法の現状 | 33 |
| 9 | 諸外国における捜査手法と機能 | 33 |
| (1) | DNA型鑑定 | 33 |
| ア | 採取対象 | 33 |
| イ | 採取目的 | 33 |
| ウ | DNAデータベース登録件数 | 33 |
| エ | 遺留DNAと対象者DNAの合致の状況 | 34 |
| (2) | 通信傍受(捜査目的) | 34 |
| ア | 対象犯罪 | 34 |
| イ | 傍受の要件 | 35 |
| ウ | 裁判官の令状の必要性 | 35 |
| エ | 傍受可能期間 | 35 |
| オ | 法令による通信事業者等の立会いの義務付け | 35 |
| カ | 令状発付数 | 35 |
| (3) | 通信傍受(捜査以外の目的) | 35 |
| (4) | 会話傍受 | 36 |
| (5) | 自認(有罪答弁)を得る手法 | 36 |
| (6) | 共犯者等に関する供述を得る手法 | 36 |
| (7) | 潜入捜査(捜査員による、身分を秘匿した捜査) | 36 |
| (8) | その他の捜査手法等 | 37 |
| 10・11 | 取調べの機能を代替し得る捜査手法等及び今後導入すべき捜査手法等 | 37 |
| 第4 | 今後の検討課題 | 38 |

第1 研究会の目的

本研究会は、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するために、我が国の捜査の在り方を見直し、治安水準の維持という観点も踏まえて、捜査構造全体の中での取調べの機能をどうするか、どのように可視化・高度化を図るか、取調べ以外の捜査手法をどのように高度化するか等について、おおむね2年程度をかけて幅広い観点から検討を行うことを目的とし、学者（刑事法・社会政策・心理学）、元裁判官、元検事、弁護士、元警察幹部、ジャーナリストの12名の委員により、平成22年2月、国家公安委員会委員長が主催する研究会として発足した（委員名簿は別添1参照）。本研究会における検討結果は、国家公安委員会委員長に報告されることとなる。本中間報告は、研究会発足後、おおむね1年を過ぎた時点で、これまでの議論を整理し、今後の検討課題を明らかにするために、取りまとめたものである。

なお、警察庁では、本研究会発足と同時に、本研究会における検討に資することを目的とし、庁内に「捜査手法、取調べの高度化を図るための警察庁研究会」（以下「警察庁研究会」という。）を設置し、職員を海外に派遣するなどして、諸外国の捜査の在り方等に関する調査・研究を行い、その結果を本研究会に報告した。

第2 検討の概要

1 検討の経緯

本研究会においては、平成22年2月以降、これまでに13回の会議を開催した。

第1回会議（同年2月5日開催）においては、中井洽国家公安委員会委員長（当時）が挨拶を行い、研究会の目的等について明らかにした後、前田雅英委員を座長に選任した。また、本研究会における議事公開の在り方について決定するなどした。

第2回会議（同年3月12日開催）においては、第1記載の目的に基づき、本研究会の検討事項として、以下の事項を決定した。

（本研究会における検討事項）

- 1 捜査構造全体の中での取調べの機能
 - 真相解明上の機能
 - 諸外国の刑事司法における取調べの機能
- 2 取調べの高度化と可視化
 - 取調べの困難化とその影響
 - 取調べの高度化と客観証拠の拡充
 - 可視化の現状
 - 諸外国の可視化の現状
 - 可視化の効果と問題点、克服方策
- 3 捜査手法の高度化
 - 我が国における捜査手法の現状
 - 諸外国における捜査手法と機能
 - 取調べの機能を代替し得る捜査手法
 - 今後導入すべき捜査手法

また、事務局から、我が国における取調べに関する諸状況等について説明を行うなどした。

第3回会議（同年4月2日開催）においては、事務局から、いわゆる足利事件の検証結果に関する説明を行い、また、A委員が「被疑者取調べの可視化（全過程録画）＝その意義・機能と必然性について」とのテーマで、B委員が「取調べの可視化と無罪（再審無罪）、幅広い検討の必要性」とのテーマで、それぞれ知見の発表を行うなどした。

第4回会議（同年5月11日開催）においては、C委員が「ビデオ録画面接の功罪（被害者、目撃者への司法面接と被疑者取調べ）」とのテーマで、D委員が「何によって犯罪の真相に迫るのか」とのテーマでそれぞれ知見の発表を行い、また、今後の研究会におけるヒアリングの対象者についての検討を行うなどした。

第5回会議（同年6月11日開催）においては、第3回・第4回会議における4名の委員の知見の発表に対する質疑・意見交換を行い、また、ヒアリングの内容についての検討を行うなどした。

第6回会議（同年7月23日開催）においては、いわゆる志布志事件で無罪となられたAさん及びいわゆる富山事件で再審無罪となられたBさんからヒアリングを行い、同ヒアリングを踏まえて検討を行うなどした。

第7回会議（同年9月10日開催）においては、飲酒死亡ひき逃げ事故の御遺族であるDさん（全国被害者支援ネットワーク理事）及び世田谷一家殺人事件の御遺族であるEさん（殺人事件被害遺族の会（宙（そら）の会）幹事）からヒアリングを行い、同ヒアリングを踏まえて検討を行うなどした。また、事務局から、平成22年6月に法務省が取りまとめた「被疑者取調べの録音・録画の在り方について～これまでの検討状況と今後の取組み方針～」について説明を行うなどした。

第8回会議（同年10月8日開催）においては、岡崎トミ子国家公安委員会委員長（当時）が挨拶を行い、また、元科学警察研究所犯罪行動科学部長Fさんのヒアリング及びオーストラリア連邦法務省法務次官補Gさんからヒアリングを行い、同ヒアリングを踏まえて検討を行うなどした。

第9回会議（同年11月5日開催）においては、いわゆる足利事件で再審無罪となられたCさんからヒアリングを行い、同ヒアリングを踏まえて検討を行った。また、事務局から、イギリスについての海外調査・研究結果についての報告を行い、さらに、委員が、イギリスにおける被疑者取調べの研究結果等について発表を行うなどした。

第10回会議（同年12月10日開催）においては、事務局から、アメリカ、ドイツ、フランス及びイタリアについての海外調査・研究結果の報告を行い、また、委員が、イギリスにおける取調べの可視化について発表を行うなどした。

第11回会議（平成23年1月21日開催）においては、中野寛成国家公安委員会委員長が挨拶を行い、また、現に取調べに従事している警察官（刑事）2名からヒアリングを行い、同ヒアリングを踏まえて検討を行った。また、事務局から、オーストラリア、韓国、台湾及び香港の海外調査・研究結果の報告を行うなどした。

第12回会議（同年2月23日開催）においては、韓国・成均館大学法学専門大学院教授Hさんからヒアリングを行い、また、委員が、韓国・台湾における取調べ

の可視化について視察した結果を発表し、同ヒアリング等を踏まえて検討を行った。さらに、事務局が作成した中間報告案について検討を行った。

第13回会議（同年3月11日開催）においては、前回会議に引き続き、中間報告案について検討を行った。また、当面の検討の進め方について検討を行った。このほか、事務局から、最高検察庁が公表した「録音・録画試行指針」の紹介を行った。

2 委員による知見発表

検討を始めるに当たり、第3回及び第4回会議において、知見の発表を希望する委員が、それぞれ以下のテーマで発表を行った。その概要は以下のとおり。

(1) A委員「被疑者取調べの可視化（全過程録画）＝その意義・機能と必然性について」（第3回会議）

現在の取調べは、取調べ過程がブラックボックスとなっており、その過程でできた調書による事実認定は、事実をゆがめやすいシステムとなっている。

取調べの可視化（全過程録画）は、えん罪防止機能、虚偽自白の防止機能があり、事後の検証を可能にするほか、取調べにおける問いと答えの過程・表現がクリアになり、虚偽自白発生メカニズムを解明でき、事実認定・真相解明に合理的である。また、可視化は価値中立的で、捜査機関にとっては、取調べの公正さを示すとともに、尋問技能が上達するなどのメリットがあり、裁判員にとっては、取調べの任意性を争う水掛け論を防止できる（裁判員にとっても、ベストエビデンスである。）。

「取調べの可視化は、取調べの機能を阻害する。」旨の意見があるが、このことが実証されたことはない。

本研究会において、「直ちに全過程の録画・録音をする。」旨の試行の提言をすべき。

先進国の中で、取調べの弁護人立会いがない国はない。日本だけが立会いも可視化もない。

(2) B委員「取調べの可視化と無罪（再審無罪）、幅広い検討の必要性」（第3回会議）

取調べを録音・録画しても虚偽自白は生じ得る。無罪は、虚偽自白そのものではなく、捜査の不徹底から生まれる。無罪及び再審無罪の防止のための方策は、法制度、捜査構造及びその運用、刑事手続全体の中で検討されるべき課題である。

事実を最もよく知るのは被疑者。犯行動機や死体の遺棄場所等、科学捜査だけではなく、被疑者の供述がどうしても必要な部分がある。

取調べは、まず被疑者の弁解を聞き、矛盾点を突いていくことが重要。被疑者が真実を話すには、取調べ官と被疑者の間の信頼関係の成立が不可欠である。

取調べの録音・録画については、信頼関係の構築が困難となる。カメラを前にして身構えてしまう。被害者等の名誉やプライバシーに影響を与

える。組織犯罪の解明に支障を生ずるなどの弊害がある。

今後、取調べの録音・録画の導入について検討する場合、その必要性、実施可能性、録音・録画によって損なわれる真相解明機能、それを補填する捜査手法等、実体法も含め、刑事司法制度を幅広く検討すべき。

(3) C委員「ビデオ録画面接の功罪(被害者、目撃者への司法面接と被疑者取調べ)」(第4回会議)

幼児・児童の目撃・被害供述は、周囲の人間が繰り返し質問する過程で誘導されてしまうことがあることから、英国等においては、ラポール(話しやすい関係)を構築するなどした上、被面接者から自由報告を求め、その上で質問を行う面接法が用いられている。

これまでの諸外国等における研究によれば、取調べにおいて自白をするのは、取調べ官が被疑者に対する共感的な理解を示したとき等である。

取調べの録音録画の「功」としては、取調べの正確な記録が残せること、より適切な面接への動機付けがなされること、取調べの回数が減らせること、事後の分析・検証ができることがある。

B委員が指摘した取調べの録音・録画の弊害「信頼関係の構築が困難となる。カメラを前にして身構えてしまう。」については、あらかじめ、被面接者に面接のルールをしっかりと説明しておくなどすれば、対応可能であると考えられる。

英国では、被疑者取調べにおいて、自白を得ることよりも、被疑者に語らせ、手持ちの証拠を用いて効果的にチャレンジして被疑者からの説明を求める「情報収集アプローチ」が行われるなどしている。この場合、多くを語ってもらうためには、ラポール、オープン質問、共感性が重要である。

(4) D委員「何によって犯罪の真相に迫るのか」(第4回会議)

捜査を含めた刑事司法の目的はえん罪をなくすことだけではなく、犯罪の真相を明らかにし、罰すべきものは罰し、無罪とすべき者は無罪とすること。取調べを重視し、全体として精密司法に徹してきた我が国の刑事司法制度下におけるえん罪の発生は、英米よりもかなり少ない。えん罪の原因を取調べの在り方のみに帰するのは不公平。

取調べの役割を否定せずとも、虚偽自白を排除する方法はいろいろあり、刑事司法の入口の段階である捜査又は被疑者の取調べの段階で規制を強めすぎるとは、真相解明にとって弊害が大きすぎるのではないか。

弁護人の接見状況の録音・録画の実施について検討してはどうか。捜査機関での供述状況と照らし合わせることにより、供述の信用性の吟味が可能となるのではないか。

指紋やDNA型データベースの充実と活用を図るべき、また、微細物分析技術・死因究明のための人材や機器等の科学技術の積極的な活用を図るべき。

英国では、黙秘権を制限する仕組みが導入されている。黙秘権の持つ意味

や、そのプラスやマイナスの影響について議論すべき。また、諸外国に比し、我が国の通信傍受の件数は極めて少ない。通信傍受等に対する正当な評価と適正な活用を図るべき。

3 ヒアリング

第6回会議以降、委員等からの推薦を受けた10名の方からヒアリングを実施した。その概要は以下のとおり。

(1) 刑事事件の被告となり、無罪・再審無罪となられた方々

ア いわゆる志布志事件で無罪となったAさん(第6回会議)

(ア) 発表の概要

公職選挙法違反(いわゆる志布志事件)の被疑者として警察に逮捕された。

刑事は、私を頭から犯人扱いし、長時間の取調べを行った。取調べの中で、刑事から「お前を死刑にしてやる。」「みんなが認めているんだ。認めないと地獄に行くぞ。」等と言われた。また、受領したとする金額については、刑事の言うとおりに調書化された。

刑事は、私の主張を全く聞き入れず、机を拳で叩いたり足で蹴飛ばしたりした。

開けた取調べ室を作るには、全面可視化するしかない。そうすれば、我々のような犠牲者は出なくなる。

(イ) 質疑応答の概要(が委員からの質問、 がAさんの回答)

取調べでは、責められるばかりだったとのことだが、気持ちをほぐすようなアプローチはあったのか。

私を調べた刑事は、人を脅してでも自白をさせるという刑事であった。他の13名も全く同じような調べ方をされた。

可視化の問題について、開けた取調べが必要であるとのことだが、任意の段階からの趣旨か。

任意の段階からである。一部可視化であれば我々と同じことになる。

イ いわゆる富山事件で再審無罪となったBさん(第6回会議)

(ア) 発表の概要

強姦事件(いわゆる富山事件)の被疑者として警察に逮捕された。

突然、複数の警察官に囲まれ、警察署に連れて行かれた。刑事は、怒鳴りながら一方的に私を責め続けた。

私は犯人を演じるしかなく、そうしないと精神的にも肉体的にも耐えられなかった。

えん罪を防ぐためには、取調べ全過程の録画録音が必要。また、自白のみに頼る捜査・裁判はおかしい。

(イ) 質疑応答の概要(が委員からの質問、 がBさんの回答)

あなた自身は、今回のえん罪の最大の原因は何だと思うか。

最初から犯人扱いされていたということである。

あなたは、「犯人を演じるしかなかった。」と言ったが、それはどう

いうことか。

自分自身の心を殺すということである。そうしないと耐えられない。

ウ いわゆる足利事件で再審無罪となったCさん（第9回会議）

（ア）発表の概要

殺人事件（いわゆる足利事件）の被疑者として警察に逮捕された。

突然自宅に警察官が来て、「お前、子供を殺したな。」と言われ、「やってません。」と言うと、警察官から胸の辺りをひじ鉄砲で突かれた。警察署へ連れて行かれると、取調べ官から、私が犯人であることを前提に怒鳴られ、何時間も「やったんだろう。」と言われた。夜には頭がぼおっとなって、考えることができなくなり、自認するに至った。

「なぜ、やっていないのに認めたのか」と言われても、あのひどい取調べを経験した人でないと分からない。

取調べを最初から録音・録画して欲しい。また、取調べには、弁護士が立ち会えるようにしてもらいたい。

（イ）質疑応答の概要（ が委員からの質問、 がCさんの回答）

逮捕前の任意捜査の際の取調べが一番ひどかったということか。

逮捕前に、取調べ室で朝から晩まで「お前はやっているんだ。」と言われた。

最初の警察の取調べで、優しい取調べはあったか。

優しくなったのは、自分が罪を認めたときであった。それからは優しくなった。

エ ヒアリングを踏まえての検討

上記ヒアリング終了後、委員のみで、主に以下のような検討がなされた。

任意捜査の段階から録音・録画することが、適正手続の観点から意味がある。

（志布志事件・富山事件の）両事件に共通して、「捜査の初期段階からの誤った決め打ち」がある。「決め打ち」の失敗がえん罪を生むということは共通して指摘できる。

発表にあったような取調べはあってはならない。しかし、（志布志・富山事件の）両事件とも、捜査の基本であるしっかりとした裏付けがなされていないところにえん罪の原因がある。

可視化したからといって、必ずしもこれらの事件を防げたとは言えないのではないか。これらの事件では、捜査指揮に問題がある。

検察官が存在意義を発揮していない。警察の捜査に行き過ぎがあった場合、それをチェックするのは検察の仕事である。今日の話から、直ちに、可視化していればこれらの事態を防げたとするのは早計ではないか。富山事件のB氏が「自分が犯人だと思い込まねばならなかった。」とおっしゃっており、仮に、そうってしまった人が取調べに応じていたとすると、その映像を見た者は、むしろその供述に信用性があると判断してしまうのではないか。

富山事件に関する日弁連の報告書には、富山事件の供述調書は「出来の

良い」調書だとの指摘がある。これは、体験した人でないと話せないような極めて具体的かつ詳細で迫真性に富んだ内容の調書になっているということである。えん罪であって、本当は何も知らない人の供述調書であるのに、捜査官の想像力・文章作成能力に支えられた供述調書作成方法の「高度化」により、裁判所の任意性・信用性についての判断方法はすでに通じなくなっているのではないか。この「出来の良い」調書とビデオで録音録画されたものを比較してどうみるかというのが、今議論すべき問題であるが、供述調書作成方法が「高度化」しているからこそ、ビデオが必要なのではないか。

警察庁によると、「現在の技術であれば、C氏のDNA型と遺留資料のDNA型は異なるものと鑑定できる。」とのことだが、現在のDNA型鑑定の技術の進歩を踏まえると、今ならば、足利事件は起こり得ないと考えてよいのではないか。また、DNA型鑑定の活用は、有罪の立証のためだけでなく、えん罪を防止するためにも必要。

(2) 犯罪被害者の御遺族

ア 飲酒死亡ひき逃げ事故の御遺族であるDさん(第7回会議・全国被害者支援ネットワーク理事)

(ア) 発表の概要

平成2年に18歳の長男を飲酒運転による交通事故で亡くした。現在でも、我が国の刑事司法制度においては、被疑者・被告人に比べ、被害者の権利は保護されていない。被害者の立ち直りには、適切な情報提供や必要に応じた支援が必要であり、これに役立つ刑事司法に改正していただき、被害者が途切れることのない支援を受けることのできる社会になってほしい。

被害者は、警察に、一刻も早い犯人検挙と、事件の真実に関する情報提供を望んでいる。DNAデータベースの拡充、通信傍受、防犯カメラ等により、証拠を固めて検挙していただきたい。DNAは、刑務所の全収容者から採取して構わないのではないか。

被疑者のウソの供述が録画・録音で関係者に伝わると被害者の名誉が傷つけられる。また、被疑者が被害者を悪く言ったり、特に性被害の場合に、被害者の名誉を傷つけるような聞くに堪えない記録が残っていると、被害者は一生平穏な暮らしができなくなる。このため、被害の届出もためらわれることになる。

取調べでは、取調べ官も自分自身のプライバシーにわたることを話さないと取調べが上手いできないと聞くが、録音・録画されれば、それができなくなるのではないか。こういったことから、取調べの可視化には反対。

(イ) 質疑応答の概要(が委員からの質問、 がDさんの回答)

取調べの録音・録画は、正確な記録を残すことができ、捜査への手がかかりを見つけ出すなど、有意義な点があると思うが、記録を残すこと自

体に抵抗はあるのか。

被害者は、自分や亡くなった家族のことを悪く言われている記録が残っていると一生ひっかかる。現在の制度下では、録音・録画に有意義な点があると言われても抵抗がある。

イ 世田谷一家殺人事件の御遺族であるEさん（第7回会議・殺人事件被害者遺族の会(宙の会幹事)）

（ア）発表の概要

世田谷一家殺人事件の捜査過程においては、捜査員から入れ替わり立ち替わり何度も同じことを聞かれるなど、警察捜査への不満を感じた。供述調書の言葉遣いへの違和感、時間の経過とともに記憶が薄れることへの懸念などから、私としては可視化にひるむことはないと考えていた。亡くなった夫も、事件関連の全折衝に当たり全面可視化を望んでいた。一方で、可視化を望まない遺族の気持ちも理解できるつもりである。

遺族が一番望むことは、真実を解明してほしいということ。被疑者の取調べが、取調べ官の人間力によるものであるならば、取調べ官の人間力の養成をお願いしたい。可視化が、この人間対人間のぶつかりあいを妨げ、真実の解明の障壁になるのであれば、捜査・取調べの目的・使命の達成を優先してほしい。

自死防止活動を行う中で、カメラやマイクが存在により人は変わらざるを得ず、信頼関係を築く上で守秘がいかに大切かを実感した。

DNAのデータベース化は早く進めて欲しい。諸外国が有する、司法取引等の新たな捜査手法の導入も検討すべき。「真実の解明」に有用であるならば、どのような捜査手法も支持するのにやぶさかではない。

（イ）質疑応答の概要（ が委員からの質問、 がEさんの回答）

被疑者の取調べの可視化についてどう思うか。

可視化により被疑者の取調べの状況を知りたいと思うが、自死防止活動と被疑者の取調べを同列には並べられないにしても、いろいろな方々と話をする中で、カメラや録音の存在により演技をしてしまう人がたくさんいるとも感じる。カメラや録音の存在により被疑者とぶつかりあえないというのであれば、真実の解明を優先したいという思いもあり、葛藤がある。

取調べ官が人間力やコミュニケーション能力を高め、それにより真実を引き出すことが大事だが、それを検証する機会が日本の捜査機関にはない。記録の残し方として、可視化は調書よりベターだと思うが、いかがか。

（可視化にこだわらず、）いろんな手段を講じてしかるべきではないか。万一、被疑者が検挙されても、カメラがあることによって真実にたどり着けないようになっては困る。

取調べを録音・録画した場合、名誉を傷つけられる言葉や、自身のプライバシーが記録として残ることを嫌う被害者もいると思うが、どうか。自分は全てを受けとめる準備があるが、そうではない人がいることは

感じている。

ウ ヒアリングを踏まえての検討

上記ヒアリング終了後、委員のみで、主に以下のような検討がなされた。

自分の経験では、被害者は一様ではない。今日のヒアリングで、被害者の考えはこうだという決めつけは良くない。

確かに被害者はそれぞれ異なるが、「真相を究明して、それを教えてもらいたい」という思いは、絶対的に共通する。また、被害者サイドからは、従来の刑事司法制度は信頼されていない。被害者が、「日本には正義がある」と思うような制度でなければ、その制度は普及していかない。

被害者と被疑者・被告人の権利保障をともに進めることが大事なのではないか。

(3) 各種専門家

ア 元科学警察研究所犯罪行動科学部長 F さん (第 8 回会議)

(ア) 発表の概要

科学警察研究所勤務当時に行った取調べに関する調査研究について発表する。

否認の後に自白をした殺人被疑者と窃盗被疑者に対するアンケート調査の結果、否認中の被疑者の多くは恐怖・不安の状態にあり、殺人犯は、「自宅に残された実母と妻が、今後、二人でやっていけるだろうか。」等の「家族等に対する不安・心配」を、窃盗犯は、「懲役は何回も経験しているので辛いことを知っている。」等の「法的制裁の恐れ」を抱いている者が多かった。

自白の促進要因として重要なものは、「捜査情報に基づく説得」よりも、被疑者を理解して話を聞いてやるなどのことにより示される、取調べ官から被疑者への「共感的理解」である。「共感的理解」とは、相手の言い分や心情を相手の立場に即して聴くことにより、相手の感情・要求・悩み等を理解することをいう。

自白に至る動機として、殺人犯の場合、罪の意識や悔悟の念等の内発的動機が最も多い。これは自分の犯した犯罪への良心の呵責が強いためと考えられる。

(イ) 質疑応答の概要 (が委員からの質問、 が回答)

司法取引等を導入したら、自白が増えると思うか。

司法取引等を導入しても、英国で導入されているような捜査面接の手法を採ると、自白率は下がると思う。英国・米国等、取調べの可視化を実施している国では、他に強力な捜査手法を導入してそれを補っているのではないかという印象を持っている。

ラポールの形成は、可視化された状態でも可能か。

ラポールとは、話しやすい環境を作る、意思の疎通を図るというものであり、それは可視化された状態でも可能だと思う。一方、自白を促すのに必要な信頼関係は、取調べの過程でもっと長時間かけて形成される

ものである。

イ オーストラリア連邦法務省法務次官補Gさん（第8回会議）

（ア）発表の概要

オーストラリアにおいては、通信傍受、監視装置による会話傍受、身分偽装による潜入捜査等の捜査手法を重大犯罪の捜査に活用している。

通信傍受はオーストラリアで最も強力な捜査手法である。日本の現状とあまりに異なることに驚かれるかもしれないが、組織犯罪のみならず、殺人、強盗、詐欺、窃盗等の一般犯罪の捜査にも駆使している。2008年度においては、通信傍受令状の発付は3,220件であり、傍受が証拠として使われ、2,109件の有罪判決を得ている。通信傍受の成功率は高く、重罪では、傍受の結果、有罪になったケースが多い。

通信傍受等の捜査手法の活用と、プライバシーの保護や議会等に対する説明責任を果たすことにはバランスが重要だと考えている。

オーストラリアの取調べは、非常に短い時間（4時間以内）で行われ、自白が得られるのはまれである。しかし、通信傍受等の捜査で徹底的に証拠を収集するので、自白を得られなくとも捜査上の困難は少ない。

取調べの録音・録画は幅広く行われている。例えば、ニューサウスウェールズ州では、法律で、取調べ過程が記録されていなければ、自認は証拠として認められないとしている。ただし、同州の法律で記録が義務付けられているのは殺人、強盗、強姦等の重罪のみである。

取調べの録音・録画の利点として、虚偽自白が被疑者の態度によって確認できるようになったこと、防御側がいたずらにえん罪を主張できなくなった結果、有罪答弁が増加したことが挙げられる。

（イ）質疑応答の概要（ が委員からの質問、 が回答）

録音・録画制度が導入された背景は何か。

供述証拠の採用について法廷で争われる事案があり、審理が進まなかったことから、裁判官等が録音・録画を求めた。

通信傍受等の強力な捜査手法に対する国民の反応はどうか。プライバシーの侵害等の批判や抵抗はないのか。

オーストラリアの法律は、プライバシー保護と議会への説明責任について適切に配慮するとともに、情報の活用方法を定めることで、国民にそれら捜査手法が必要であり、また、適切に活用されるものであることを理解してもらう一助となっている。

ウ 韓国・成均館大学法学専門大学院教授Hさん（第12回会議）

（ア）発表の概要

韓国では、2008年1月から取調べの録音・録画が法制化されているが、立法の背景には、捜査過程における強圧的な捜査が問題となったことや、供述調書が証拠として採用されるようにするために捜査機関が自発的に録音・録画を進めるようになったことなどがある。

検察における2010年の録音・録画の実施件数は、前年と比較して半数以下に減少した。これは、数年の運用の結果、軽犯罪や起訴しない犯罪

について録音・録画を行ってもあまり意味がなく、予算の浪費にもなることから、韓国大検察庁が、録音・録画が有用な事件として勾留事件、公訴維持における取調べの価値が高い事件等を指定し、録音・録画の対象を絞る指針を出したことによる。

録音・録画の効果としては、捜査手続の適正確保や供述調書の証拠能力の認定に資することや、内部告発者の供述内容を確保し、その証明力の強化に利用することができることがあり、問題点としては、捜査力が低下したことや、取調べ官が粘り強い、真剣な取調べができなくなったことなどがある。

韓国では、科学捜査を推進しており、通信傍受、携帯電話の捜査、DNAデータベース、CCTV、17歳以上の全国民から採取した指紋情報等を活用している。

韓国法務部では、近年、被疑者の人権保護のための制度を多く導入した一方、捜査の効率性の確保に係る方策がおそろかになっているとの認識から、司法協助者の訴追免除及び刑罰減免制度、重要参考人の出頭義務制、司法妨害罪等の導入を含む刑法・刑事訴訟法改正案を作成し、国会に提出する準備を進めている。

刑事司法制度を改正する場合、真相究明と人権の保障とのバランスを取りつつ、その国に合った制度設計を行うことが必要。

(イ) 質疑応答の概要(が委員からの質問、 が回答)

被疑者取調べ全体のうち、録音・録画はどの程度行われているのか。

2009年の総検挙人員が約280万人であるのに比べ、同年の検察庁における被疑者取調べの録音・録画の件数は約5万件であるので、あまり多くないといえる。

取調べの録音・録画は、「時代の趨勢」であるように伺ったが、そのように受け止めてよいか。

録音・録画による取調べ室の可視化・透明化は、「行くべき道」であると思う。しかし、これまでの運用の結果、捜査力の低下が問題となっているので、これを補う捜査手法によって、いかに真相解明と人権保護とのバランスを取っていくのかが課題となっている。

取調べの録音・録画制度の導入が、今回の刑法・刑訴法改正の契機となったとはいえないとの理解でよいか。

録音・録画制度の導入により捜査力は低下した。直接の関係があるか否かは分からないが、捜査力の低下を補うために刑法・刑訴法の改正が検討されている。

取調べを録音・録画することにより、暴力団等の組織犯罪や贈収賄事件等の捜査に支障はないのか。

取調べを録音・録画した場合、組織犯罪の被疑者は、自分が話したことが後から組織に知られることを恐れる。贈収賄事件等では、自白を得ている場合には、供述をしっかりと証拠化できるというメリットがあるが、自白していない場合は、自白が得にくくなるという問題がある。

(4) 現に取調べに従事している警察官(刑事)

ア I 警部(第11回会議)

(ア) 発表の概要

警視庁刑事部捜査第一課勤務当時、女性殺害事件の捜査に従事。被疑者を別事件で逮捕した。

死体の遺棄場所は不明であり、被疑者は殺人そのものを否認していたが、家族の話、少年時代の話等をすることによって、被疑者との距離が縮まった。

被疑者の不幸な生い立ちや家族との関係等の話は被疑者自身が一番他人に知られたくないものであったが、それを話せる関係にならないと殺人を犯した本当の話は出てこない。

真相解明を追及するためには、取調べの機能を壊さないで欲しいという思いは、現場の刑事が皆持っている。

(イ) 質疑応答の概要(が委員からの質問、 がI 警部の回答)

取調べにおいて、被疑者から家族等の話をしたり聞き出すのは必要なのか。

被疑者を調べる上で、被疑者の心を開かせることが重要であり、事件の背景等に結びつく様々な事情を聞くことによって信頼関係が築ける。

強い説得をすることにより、虚偽自白が生まれるとは思わないか。

自分には虚偽自白の経験はない。供述については、捜査で徹底した裏付けをすべきと考える。

イ J 警部(第11回会議)

(ア) 発表の概要

警視庁刑事部捜査第二課勤務当時、大型詐欺事件に従事。被疑者を否認のまま逮捕した。

被疑者は、当初、「お前らに話すことはない」といった態度であったが、「問うに落ちず、語るに落ちる」の信念のもと、本心を語らせるために、被疑者の生い立ち等から丹念に聞いたところ、幼少のころいじめられた話や、過去の苦労話等をするようになり、自白しやすい心理状態が生まれた。その後、被疑者は突然泣き出し、自白するに至った。

被疑者の心の傷を語らせないと事件の本質は見えてこない。一番言いたくないことを言わせるのが取調べ。録音・録画をした状態で、被疑者の心の叫びを聞くことができるのか疑問である。被疑者のプライバシーに関することを切り離して語らせては、全体の真実は見えず、供述の信用性も判断できない。

犯行には動機がある。動機は人間の醜い部分、愚かな部分を含むが、動機を語らない被疑者が全容を話すことはあり得ない。

(イ) 質疑応答の概要(が委員からの質問、 がJ 警部の回答)

取調べにおいてはどのような経緯で学んだのか。また、伝承方法はどのように考えているか。

警視庁では、刑事になる前に留置係をすることが多く、そこで被疑者の心情の移り変わりなどを学ぶ。刑事になってからは、先輩の取調べを見るなど、現場で学ぶ。取調べは、取調べの現場で身をもって学ぶしかない。

4 諸外国に関する調査結果の報告等

捜査手法、取調べの高度化を図る上で、捜査構造全体との関連で取調べや取調べ以外の捜査手法の在り方について総合的に検討することが不可欠であることから、警察庁研究会において、英国（イングランド及びウェールズ）、米国、ドイツ、フランス、イタリア、オーストラリア、韓国、台湾及び香港の9つの国と地域（以下「国等」という。）について、「捜査構造と機能」「取調べの役割、比重」「取調べの可視化の法制、実施状況、効果、問題点」「取調べ以外の捜査手法（司法取引・刑事免責、おとり捜査・潜入捜査、DNA型鑑定・DNAデータベース、通信傍受等）」等を調査項目として、職員の派遣による現地機関担当者からの聞き取り調査、入手資料の分析、文献調査等を実施した。

その結果について事務局から報告を行い、これに対する質疑、討議等を行った状況は以下のとおり。

なお、以下の記述は、平成23年3月の時点において明らかになっている事項である。

（1）事務局による報告の概要

事務局による報告の概要は以下のとおり（諸外国における捜査・公判に係る状況等については別添2参照）。

ア 英国

（ア）刑事司法手続等

犯罪認知件数は470万2,500件（2008年・人口比で日本の約6.1倍）、逮捕人員は145万8,347人（2008年・人口比で日本の約34.8倍）

逮捕は、通常、無令状で行い、逮捕後起訴までの勾留期間は原則24時間まで。

起訴後は答弁制度があり、有罪答弁を行った被告人は、証拠調べが行われることなく有罪が確定する。また、ガイドラインにより有罪答弁を行った段階に応じた減刑が認められる。無罪率は約20%であるが、無罪答弁を行った者の無罪率は約64%である。

再審の必要性を検証する委員会があり、同委員会が再審査のため送付した事件は、過去10年で約270件が原判決破棄となっている。

重大事件の裁判は陪審制であるが、陪審がどの事実をどのように認定したかは外部には全く表示されない。

（イ）取調べの比重、役割、可視化

取調べは、起訴までの勾留期間24時間のうちに行い、取調べの回数は、平均で1、2回、取調べの時間は、1回約30分程度。自白獲得の割合は、警察署が扱う事件では、自白は40から60%台。重大事件では自白が得られることはまれとのこと。

取調べの各段階での留意事項を体系化した P E A C E モデルと呼ばれる取調べ技術を採用している。

録音・録画を導入した「警察及び刑事証拠法」制定の背景となった王立委員会の提言（1981年）は、被疑者の権利保障と捜査機関の権限の整備の両面を目的とするもので、後者については無令状逮捕、所持品検査に係る権限の明確化等が提言され、実現した。1984年の報告書を見ると、録音導入後、自白がやや減少したように見え、1988年の報告書を見ると、自白がやや増加したように見える。

「警察及び刑事証拠法」の規定を受けて策定された実務規範によって、一定の重大犯罪の被疑者の警察署における取調べは録音（録画は必要に応じて）を行うことになっているが、録音がなされなかった供述の証拠能力に関する特別な規定はない。

逮捕被疑者に犯罪の痕跡がある場合等において、捜査官が特別に黙秘についての警告を行った上で説明を求めても応答しない場合等に、黙秘からの不利益を推定する制度を有する。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

（ウ）捜査手法等

証言を得るために活用できる、司法取引、開示通告（証拠提出命令、証言強制）の制度がある。

重大犯罪の予防と捜査、英国の経済的利益の保護のため必要がある場合は、通信傍受（令状発付件数1,514件（2009年））のほか、秘匿で居宅内等に監視機器を設置する会話傍受（承認件数359件（2009年））が可能。

拘禁刑のある犯罪の逮捕被疑者等から D N A サンプルの強制採取が可能。データベースの登録件数は561万7,604件（2009年）であり、年間約4万件の遺留 D N A と対象者 D N A が合致（2008年度）。

イ 米国

（ア）刑事司法手続等

認知件数（暴力犯罪及び財産犯罪等8罪種）は年間1,114万9,927件（2008年・人口比で日本の約2.5倍）、逮捕人員は228万2,256人（2008年・人口比で日本の約9.5倍）。

無令状による逮捕が幅広く行われており（逮捕のうち95%は無令状による逮捕とされている。）逮捕後、不必要な遅滞なく裁判所へ引致しなければ原則として供述の証拠能力は否定される（連邦では6時間以内に裁判所へ引致。）。

答弁制度があり、有罪答弁等を行った場合、公判は行われず量刑手続に入る（刑事訴追事件の約90%は有罪答弁等によって処理）。連邦犯罪での無罪率は約10.3%（2007年）であり、無罪答弁をした者の無罪率は約15.1%（2007年）。

1989年～2010年2月までの間に D N A 型鑑定により無実が証明された受刑者は261人。

(イ) 取調べの比重、役割、可視化

被疑者取調べでは、「黙秘権」、「弁護人の立会いを要求する権利」等のいわゆるミランダ権利を告知する義務があり、被疑者がミランダ権利の告知内容を理解し、自覚的かつ理知的に放棄しなければ、弁護人の立会いのない供述に証拠能力なし。詐言を用いた取調べは一定の範囲で許容。

被疑者がミランダ権利を行使し、黙秘権を行使した場合は、それ以後の取調べはできず、また、弁護士の立会いを要求した場合は、実務上、取調べは行わない。この結果、約20%程度の事件において、取調べそのものが行われなるとのこと。

取調べの録音・録画は、連邦においては導入されておらず、各州においては、判例により4州、実定法により14州（特別区も含む。）において導入されている（2010年10月現在）。いずれの州においても、身柄拘束下での取調べが対象であるが、対象犯罪については、多くの州が重罪又は重大犯罪に限定。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

(ウ) 捜査手法等

約90%の刑事訴追事件については、有罪答弁等によって処理されているが、証言を得るため、それらについては通例司法取引が行われている。また、このほか、刑事免責も活用。

通信傍受・会話傍受（許可件数2,376件（2009年））や、外国諜報情報の電子監視（許可件数2,370件（2007年））が行われているほか、偽名・架空身分の使用を含む身分秘匿捜査が可能。

対象犯罪で有罪判決を受けた者、逮捕された者等からDNAの採取が可能で、DNAデータベースの登録件数は833万2,712件（2010年5月現在）であり、約11万8,000件が合致（1998年から2010年5月まで）。

ウ ドイツ

(ア) 刑事司法手続等

犯罪認知件数は611万4,128件（2008年・人口比で日本の約5.2倍）。

警察は検察官の指揮を受けて捜査。現行犯逮捕のほか、一定の場合に令状を要しない仮拘束が可能。勾留期間は原則6か月で、延長可能。

起訴状一本主義は採られておらず、検察官は起訴と同時に捜査記録を裁判所に送付し、裁判所はそれらを検討した上で公判開始を決定。公判では、裁判所は真実を発見するため、職権で裁判をするのに意義を有する全ての事実及び証拠について証拠調べを及ぼす職権主義が採られているほか、捜査段階における供述調書等を証拠として取り調べることを原則禁止し、直接主義、口頭主義を厳格に運用している。また、裁判官自らが被告人、証人に尋問し、心証を形成して事実認定を行う。

(イ) 取調べの比重、役割、可視化

被疑者取調べは、弁解の機会を与えることに重点が置かれ、証拠保全としての機能は二次的なものととどまる。

取調べの回数は、通常の身柄事件については1回、重大事件についても数回程度とのこと。

参考人の取調べについて、検察官が召喚した場合には、出頭して事実を供述する義務を負い、正当な理由なくこれに応じない場合には秩序罰等がある。

被疑者取調べの録音・録画は義務付けられていない。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

(ウ) 捜査手法等

取調べ以外の供述を得るための制度として、司法取引をはじめ、一定の犯罪を行った被疑者の告白が、殺人、強盗等の対象犯罪の犯行の解明又は防止に寄与した場合に刑の減免を可能とする王冠証人制度あり。

殺人、強盗等の多岐の罪種を対象とする通信傍受（命令件数1万7,208件（2009年））・会話傍受のほか、テロ等の防止のための行政傍受も可能。警察官がある程度永続的に変更された架空身分を与えられて捜査を行う、隠密捜査官制度あり。

重大な犯罪、性犯罪等の被疑者、被告人等からDNAサンプルを採取し、DNAデータベースの登録件数は約67万件（2009年6月末現在）であり、約9万8,000件の遺留DNAと対象者DNAが合致（1998年から2010年5月まで）。

エ フランス

(ア) 刑事司法手続等

犯罪認知件数は355万8,329件（2008年・人口比で日本の約3.9倍）、逮捕人員は57万7,816人（2008年・人口比で日本の約11.8倍）。

警察留置（ガルダヴュ）と呼ばれる無令状による逮捕が行われ、逮捕後、起訴までの勾留期間は原則24時間。

主に重大な犯罪において、起訴に当たり、予審判事と呼ばれる裁判官が、幅広い証拠収集権限により捜査を行い、その結果を踏まえて公判相当か否かを判断する予審制度を採用。

起訴状一本主義は採られておらず、裁判長は書類を事前に閲覧して訴訟の進行を行う。公判では徹底した口頭主義が採用されており、警察官作成に係る被疑者調書を含め、供述調書は、公判で供述されなければ証拠能力はない。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

(イ) 取調べの比重、役割、可視化

警察留置された被疑者に対する取調べは原則として24時間以内に実施する。また、警察は、予審の被疑者に対する取調べはできない。

警察留置された未成年と、一定の重大犯罪で警察留置された被疑者に対する取調べについてのみ録音・録画が義務付けられているが、この場合でも組織犯罪は除外。

未成年については取調べにおいて誘導されやすいことから、また、重大犯罪の被疑者については幼児の性的虐待に関する無罪事件が契機とな

って、録音・録画が導入されたとのこと。

(ウ) 捜査手法等

法定刑が5年以下の罪について、被疑者が有罪を自認した場合に、検察官と被疑者が同意した刑の適用を裁判官に請求できる制度があり、この場合、拘禁刑については1年が上限となる。

通信傍受（実施件数約2万6,000件（2008年））のほか、会話傍受も可能。潜入捜査について、組織犯罪に関し、捜査員が共犯として薬物の運搬等の一定の犯罪行為を行っても訴追されないほか、偽装身分の使用等が可能。

性犯罪、暴力犯、麻薬犯罪等の有罪確定者及び逮捕被疑者からDNAの採取が可能であり、DNAデータベースの登録件数は121万4,511件（2009年）であり、約2万4,000件の遺留DNAと対象者DNAが合致（2000年から2009年12月まで）。

オ イタリア

(ア) 刑事司法手続等

犯罪認知件数は270万9,888件（2008年・人口比で日本の約3.2倍）、逮捕人員は19万7,974人（2008年・人口比で日本の約4.3倍）。

逮捕は現行犯と検束（無令状の緊急逮捕）のみであり、被疑者を釈放しない場合には、逮捕から48時間以内に裁判官に対して追認の請求をする。保全拘置と呼ばれる勾留に逮捕前置主義は採られていない。保全拘置の最大期間は法定刑により異なるが、一番重い区分で公判開始決定前1年間。

犯罪の認知から起訴までの捜査は予備捜査と呼ばれ、警察の捜査は、公訴の提起に関する決定に必要な捜査として、検察官の指揮の下で行われる。予備捜査段階での資料は公訴提起の判断を行うための予備審理に用いられ、公判では原則として事実認定の根拠とすることはできない。

(イ) 取調べの比重、役割、可視化

警察は、身柄不拘束の者についてのみ検察官からの委任を受けて取調べが可能（ただし、現行犯逮捕時等における聴取については身柄拘束下でも可能）。なお、身柄不拘束被疑者の尋問が警察に委任されるのは100件中7、8件程度との報告あり。

原則として、警察官作成に係る被疑者調書は公判では使用できず、取調べにより自白が得られることも基本的に期待されていない。また、現行犯を除いては自白はほとんどないとのこと。

身柄拘束下にある者の取調べは検察官が行うものとされており、録音（録画は必要に応じて）が義務付けられているが、実際に取調べが行われるのは100件に1件程度との報告あり。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

(ウ) 捜査手法等

犯罪組織に属する者が、組織を離脱し、違法行為の拡大防止、共犯者の特定・逮捕のための証拠の収集について警察等に協力した場合に刑を

減免する司法協力者（改悛者）制度があるほか、捜査当局に協力して証言を行う者やその家族等を、警察による警戒、身分改変、居住地変更、経済援助により保護する協力者保護制度あり。

通信傍受（11万6,303対象（2007年））と会話傍受（1万703対象（2007年））が行われ、傍受については、組織犯罪では要件が緩和される。

秘匿捜査官制度があり、偽装身分の使用が可能であるほか、共犯者として違法薬物の運搬等を行っても不処罰とされる。

DNAデータベースの構築に向け、立法を検討中。

カ オーストラリア

（ア）刑事司法手続等

犯罪認知件数は79万6,903件（2009年・人口比で日本の約3.5倍）。

逮捕は一般に無令状で行われ、身柄拘束による捜査期間は原則4時間。

答弁制度があり、有罪答弁が得られれば公判は開かれず、量刑手続に移行。裁判所は、有罪答弁の事実と有罪答弁をした時期を考慮して量刑を決定（判決までの答弁で25%減刑）。

ニューサウスウェールズ州の裁判所において無罪答弁により審理を行った事件における無罪率は約44%（2009年）。

（イ）取調べの比重、役割、可視化

被疑者は身柄拘束されていても取調べに応じないことが可能で、取調べに応じない被疑者が多いのが実情。

取調べの時間は1時間以内が80%、自白率は24%との調査結果あり。

連邦、各州において取調べの録音・録画が法制化（ニューサウスウェールズ州では、対象を殺人、誘拐等の正式起訴犯罪に限定。警察官の4割、検察官の5割が、制度導入により自白が減ったとアンケートに回答。）。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

（ウ）捜査手法等

取調べ以外の供述を得るための制度として、司法取引、刑事免責のほか、連邦王立委員会等における資料提出、証言強制の制度を導入。

通信傍受（令状発付件数3,220件（2008年度））のほか、監視装置の使用の一環として会話傍受（連邦法では令状発付件数413件（2008年度））が可能。また、仮の身分を取得、使用を許可しての潜入捜査が活用されている。

ニューサウスウェールズ州では、被疑者、重大な正式起訴犯罪の有罪確定者からDNAサンプルを強制的に採取しており、DNAデータベースの登録件数は約40万件（2010年6月現在）。

キ 大韓民国

（ア）刑事司法手続等

刑法犯の認知件数は89万7,536件（2008年・人口比で日本の約1.3倍）であり、逮捕・拘束人員は2万7,359人（2008年・人口比で日本の約0.7倍）。

捜査の主体は検察官であり、警察官は検察官の指揮を受けて捜査を実施。任意捜査が原則であり、身柄拘束期間は、原則として、警察10日、検察10日（10日間の延長可能）。

公訴提起は検察官の権限であり、刑法犯の起訴率は約32.8%、無罪率は約2.0%（いずれも2008年）。

（イ）取調べの比重、役割、可視化

警察の被疑者取調べについては、その都度供述調書を作成することとされているとのことであるが、1事件において供述調書が作成される回数は、ほぼ全てが1～2回程度との調査結果あり。

供述調書は大多数を一問一答式で作成。刑事訴訟法上、警察官が作成した被疑者調書には、不利益な事実の承認を内容とするか否かにかかわらず、不同意となった場合に証拠能力なし。

被疑者の供述調書は、録音・録画又はその他の客観的な方法で真正性が証明された場合に証拠能力を持つものとされ、録音・録画があれば、調書の真正性を認める形をとっている。録音・録画の対象犯罪に限定はない。

録音・録画を実施するか否かは捜査機関の裁量であるが、録音・録画を実施する場合は、その回の取調べの最初から最後までを録音・録画しなければならない。警察における被疑者取調べの録音・録画の実施件数は延べ5万224件（2009年）（総検挙人員は232万2,822人（2008年））。

捜査過程における強圧的な捜査が問題となったことや、供述調書が証拠として採用されるようにするために捜査機関が自発的に録音・録画を進めるようになったことなどを背景に、録音・録画が法制化されたとのこと。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

（ウ）捜査手法等

内乱、放火、殺人、逮捕・監禁、強盗、強姦、恐喝、人質強要、略取誘拐、窃盗、収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等多岐の犯罪について通信・会話傍受が可能であり、国家安保のための行政傍受も可能（いずれも傍受件数は非公開）。

2010年7月、犯罪捜査及び犯罪の予防を目的とした「DNA身分確認情報の利用及び保護に関する法律」が施行され、殺人、略取・誘拐、強姦・強制わいせつ、強・窃盗、薬物犯罪等の11種類の犯罪により拘束された者、刑の宣告を受けた者等から、裁判官の令状によりDNAを強制的に採取し、その情報をデータベース化。

警察と地方自治体が協議してCCTVの設置を推進。設置したカメラを警察署で遠隔操作するなどして取締り等を実施。

その他、性暴力犯罪、未成年者誘拐、殺人を犯し、再犯のおそれがある者に対し、裁判所の宣告により、同人の足首に腕時計大の足輪を付着して、その行動を常に監視する制度や、満17歳以上の全国民の10指指紋を警察で管理して捜査等に活用する制度等を利用して治安を維持。

韓国法務部では、近年、被疑者の人権保護のための制度が整備される一方で、捜査の効率性確保等の方策がおそろかになっているとの現状認識により、2010年12月、「司法協助者の訴追免除及び刑罰減免」「重要参考人の出頭義務化」「司法妨害罪」を盛り込んだ刑事訴訟法等改正案を公表。

ク 台湾

(ア) 刑事司法手続等

犯罪認知件数は38万6,075件(2009年・人口比で日本の約1.2倍)、逮捕人員(身柄付きで検察庁に送致された人員)は11万9,106人(2008年・人口比で日本の約6.7倍)。

起訴前の勾留は原則2か月で、4か月までの延長可。

起訴状一本主義は採られておらず、裁判所は第一審期日前に検察官の示す犯罪の証明方法を審査し、被告人の犯罪成立を認定できないと認めるときには検察官に対し補正を求める。

(イ) 取調べの比重、役割、可視化

取調べにより自白が得られる割合について、10人中1人ぐらいしかいないとの捜査官の意見を聴取。

被疑者・被告人の取調べについては、全過程を連続で録音することとされるが、録画については、社会民衆の関心を引く重大案件等に限定。

供述調書の内容と録音等の内容が異なる場合(調書の内容に対応する録音部分がない場合等)には原則として証拠能力が認められないとする刑事訴訟法の規定があるが、判例により、録音が全くされなかった場合の供述調書であっても、供述が任意になされており、かつ事実と合致している場合には、証拠能力が認められる場合あり。

拳銃使用強盗事件における暴行を伴う取調べを原因としたえん罪事件を契機として取調べへの弁護人の立会いが法制化されていたが、起訴前の弁護人選任率が高くなり、捜査機関の対応にも問題が生じるなど、効果的に運用されなかったことから、録音・録画が導入されたとのこと。

(ウ) 捜査手法等

司法取引、通信傍受(6,112件、2万5,934対象(2008年))が可能。

電話契約者や架電情報、戸籍、銀行口座名義人等の情報について、警察設置の端末により容易に照会可能。

重大な暴力犯罪と性犯罪の被疑者・被告人からDNAサンプルの強制採取可能。DNAデータベースの登録件数は約5万4,000件(2010年現在)。

ケ 香港

(ア) 刑事司法手続等

犯罪認知件数は7万7,630件(2009年・人口比で日本の約0.8倍)、検挙人員は4万725人(2009年・人口比で日本の約7.6倍)。

逮捕は、通常、無令状で行い、任意捜査で被疑者を起訴することはほとんどない(検挙人員を日本の逮捕人員と比較すると、人口比で約7.6

倍)。逮捕後、起訴までの勾留期間は、原則48時間。

答弁制度があり、有罪答弁を行った被告人は証拠調べなく有罪が確定。また、判例により、有罪答弁や捜査協力に応じ、減刑が認められる。

(イ) 取調べの比重、役割、可視化

取調べは、起訴までの勾留期間48時間のうちを実施し、起訴後の取調べは原則認められない。

取調べの録音・録画は、警察の内規（非公開）により、一定の重大犯罪の被疑者の取調べについて行うこととなっているが、裁量により録音・録画を実施しないことも可能。

取調べへの弁護人の立会いが可能。

(ウ) 捜査手法等

司法取引は、判例等に基づき、律政司（法務行政及び訴追を担当）の判断により実施。

通信傍受（令状発付件数1,693件（新規788件、更新905件）（2008年））のほか、会話傍受等の秘匿監視（承認件数198件（2008年））も実施。

重大な逮捕可能犯罪の被疑者及び有罪確定者からDNAの採取が可能で、DNAデータベースの登録件数は3万909件（2010年現在）。

(2) 質疑、討議等の概要（ が委員からの質問・意見、 が事務局の回答）

英国では、逮捕人員は人口比で日本の35倍であるが、反面、取調べは逮捕後1回から2回で、時間も30分程度と、日本とはかなり異なるとのことだが、取調べを行う捜査員やバックアップする事務官の数は、日本と比較してどのようになっているのか。

警察官の数は、人口比で言うと日本よりは若干多いがそれほど変わらない。

英国では、逮捕人員は人口比で日本の35倍だが、起訴率はそれほど変わらないという話があったが、なぜか。

日本では、事件が無罪となると大変な問題となるが、英米では、裁判で白黒を付けるのであって、無罪であっても当たり前という考え方である。

英国ではラフに逮捕して、ラフに起訴しており、一方、日本では、一部例外もあるが、令状により厳密に逮捕して厳密に起訴するので、結果的に起訴率はそれほど変わらないこととなる。

英国で取調べの録音が導入された経緯・背景はいかなるものか。

英国では、刑事手続を規定していた判例法が一貫性、明確性を欠いていたことから、警察職務の遂行が困難になっているとともに、個人の権利保障の内容が曖昧になっているとの指摘があった。このような状況の下、1972年の刑事法改定委員会の報告書が証拠法上の規制緩和を提言し、論争を引き起こしていた。さらに、同年に発生した「コンフェイト事件」と呼ばれる殺人・放火事件で有罪判決を受けた少年が再審理で無罪となり、この事件に関する弁護士の報告書が、規定の整備や取調べについての弁護士立会い・録音等を提言したことなどから、刑事手続法を改革する必要性が広く認識されて刑事手続に関する王立委員会が設立され、同委員会における約3年間の議論の後

に出された提言を受け、1984年に捜査機関への権限の付与・明確化、取調べの録音等について規定する「警察及び刑事証拠法」が成立した。

先月ロンドン警視庁へ行ってきたが、英国では、事件を何としても解決してやろうという捜査員の熱意が欠けているように感じられた。それは、可視化したことにより取調べがインタビュー的なものとなり、捜査もそれに伴いパターン化してしまったのが原因ではないか。

アメリカ・ドイツ・フランス・イタリアにおいて、日本の取調べのように、否認している場合に自白を得ようとする説得活動はどの程度なされており、自白を得ようとする熱意はどの程度か。

アメリカでは、自白が得られればいいと考えてはいるようだが、我が国と比べれば取調べ時間は短い。そもそも取調べが行われない場合も多い。

ドイツにおける取調べでは、一般に、被疑者に弁解の機会を与える程度である。その背景として、ドイツの刑事裁判は厳格な口頭主義であり、また、裁判官が、職権主義で法廷で被告人に厳しく質問することがある。

フランスの裁判では直接主義、口頭主義を採っているので、取調べ段階における自白は、公判で繰り返さないと意味がないという話を聞いている。

イタリアでは、現行犯以外はほとんど自白することはないと聞いている。

諸外国では、取調べを録音・録画することによって、捜査の妨害となるなどのネガティブな評価はあったか。

アメリカについては、限られた法執行機関からの聴取であるが、両方の評価がある。

フランスについては、データを集めている段階なので評価できないというのが公式な見解であり、イタリアについては、ネガティブな意見は聞かれなかった。

オーストラリアは、様々な意見がある。韓国では公式なデータがないが、面接した検事や捜査官からは、取調べが困難になったという話を聞いている。台湾と香港では、自白が取りにくくなったという反面、警察官の保護にもなるという意見もある。

日弁連が行った韓国・台湾の視察においては、現職の検察官・警察官と面談した。韓国の警察官は、可視化の導入について、お互いに慎重に質問し慎重に答えるようになって、かえって自白を得やすくなっている印象であり、また、従来から被疑者の供述は全て一問一答式で調書に記載しているので、可視化をしても全ての供述が記録されることに変わりはなく、共犯者についての供述を含め、それまで得られていた供述が得られなくなることはない」と述べた。台湾の警察官は、可視化の導入について、当初は反対もあったが、取調べ過程の適正を担保できるということで反対はなくなり、また、客観的証拠によって犯罪事実を認定することを主眼としているので、自白が得にくくなるとの不安はそもそもなかったと述べた。

(アメリカ・ドイツ・フランス・イタリアの)各国とも、取調べで自白を得ることについて熱意がないという話であったが、それでは、警察は何を目的として取調べを行っているのか。

アメリカの取調べでは、可能性は高くはないが、自白を求めて取調べをしていると言える。しかし、自白の意味が日本とはやや違い、弁解のようなものでも自白と考えているとの指摘がある。

ドイツでは、刑事訴訟法上は、弁解の機会を与えることに重点が置かれている。しかし、警察調書は証拠能力はないものの、裁判官の手元に送られることから、自白を得ることは、心証形成につながるという指摘もある。

潜入捜査や会話の傍受のような捜査手法は、組織犯罪や解決困難な事件では極めて有効だと思うが、どのように活用されているのか。

アメリカでは、通常の捜査手法となっている。通信傍受は、組織犯罪のような反復・継続される犯罪に限定されず、一般的な殺人等の捜査にも活用されている。

日本と諸外国では、刑事司法の目的、パフォーマンスが違うという印象を持った。日本では、取調べで余罪を詳細に調べたり、動機を生い立ちまでさかのぼりトレースしたりと、取調べに負荷がかかっているように思える。これは、後の更生可能性の見極めのためなのか。諸外国では、有罪答弁等によりプロセスが簡略化され、全体を低コストで行っているという印象を持った。諸外国と日本の再犯確率の差についても知りたい。

取調べは、更生可能性の見極め、再犯確率を見るために行っているのではなく、被疑者を落とすために行っている。自分の人生を語らないで、相手に人生を語らせることはできない。人間関係を作ってはじめて相手も心がほぐれる。日本の警察官は、被疑者に自白させ、真相を語らせ、刑罰を与え、被害者の期待に応えたいと考えている。すべてを自白させることが再犯の抑止にもなる。しかし、諸外国では、そもそも自白を得る努力をしない国が多い。日本において、果たして捜査官は自白を得る努力をする必要があるのかが議論の出発点である。

5 その他

(1) 大阪府東警察署における取調べの録音テープの再生

第9回会議において、平成22年9月3日に大阪府東警察署において行われた取調べ(注)の状況を被疑者が録音したものを、委員が再生した。

(注)この取調べについては、取調べ官が、「殴るぞお前。手出さへんと思ったら大間違いやぞ。」などと怒号するなどして被疑者を脅迫したものと、後に脅迫罪で起訴された。

(2) 足利事件の取調べの録音テープの再生要請

第3回会議において、事務局から、いわゆる足利事件の検証結果に関する説明を行ったところ、委員から、宇都宮地方検察庁に保管されている取調べの録音テープの再生の可否について質問があった。これについて、研究会において、再生する方向で準備することとされたことから、事務局において、録音テープの再生が可能か否かについて法務当局と協議し、録音テープの再生の可否は保管検察官の判断に委ねられているが、一般論として、研究会におけるテープの再生は、刑事訴訟法第47条(訴訟書類の非公開)の規定により困難であるとの

協議結果を報告した。これを踏まえ、研究会において、再生しないこととなった。

第3 検討事項ごとの検討状況

検討の経緯に従った概要については、上記「第2 検討の概要」で記載したが、以下では、これを本研究会の検討事項ごとに整理し記載する。

1 我が国における取調べの真相解明上の機能

我が国における取調べの機能についての事務局からの説明、委員からの指摘等を整理すると以下のとおりとなる。

第2で記載した検討から、諸外国に比べて捜査手法が限られている我が国においては、取調べの捜査における意義・役割が諸外国に比べて大きく、真相解明の機能を果たしていることが明らかになった。

(1) 事務局による説明

事務局から、事件検挙における取調べの意義について、以下のような現状の説明がなされた。

平成20年中の刑法犯検挙件数、約57万件（573,392件）のうち、被疑者の取調べが事件の首謀者や余罪等を特定する端緒となった件数は約23万件（233,945件）であり、刑法犯検挙件数のうちの42%が取調べにより事件の首謀者や余罪等を特定する端緒となっている。

平成21年の捜査本部解決事件（注）82件のうち、被疑者の取調べによって「死体を発見することができた」、「凶器等の犯行用具を発見することができた」、「被害品等証拠物を発見することができた」、「共犯者を解明することができた」のいずれかに該当するものは49件（全体の59.8%）である。共犯事件では、18件のうちの15件（83.3%）である。

（注）捜査本部解決事件とは、殺人・強盗殺人等殺人の絡む事件のうち、刑事部長を長とする捜査本部を設置し解決した事件で、警察庁刑事局捜査第一課で報告を受けたもの。

また、我が国における取調べの機能について、以下のような説明がなされた。

事案の真相を解明し、真犯人を適正に処罰してほしいとの国民の求めに応える。

犯人と疑われる者から供述を得た上でその裏付け捜査を実施し、真相解明を進める。

被疑者に対して適正な量刑を科すため、犯行における主観的要素、構成要件該当事実、動機等の情状事実を解明する。

共犯事件や組織犯罪について、共犯者や組織の関与について供述を得て真相解明につなげる。

組織犯罪の場合等において取調べを通じて被疑事実ではない他の事件に関する情報や、犯罪組織の情報等を入手する。

実際に罪を犯した被疑者が真に自己の犯行を悔いて自白する場合には、その改善更生に役立つ。

(2) 委員等からの指摘

委員からは、我が国における取調べの機能について、以下のような指摘がなされた。

犯行動機や死体の遺棄場所等を明らかにするためには、科学捜査だけでなく、被疑者の供述がどうしても必要。

刑事司法の入口の段階である捜査又は被疑者の取調べの段階で規制を強めすぎることは、真相解明にとって弊害が大きすぎる。

また、犯罪被害者の御遺族からは、以下のような意見が出された。

遺族が一番望むことは、真実を解明してほしいということ。被疑者の取調べが、取調べ官の人間力によるものであるならば、取調べ官の人間力の養成をお願いするとともに、可視化が、この人間対人間のぶつかりあいを妨げ、真実の解明の障壁になるのであれば、捜査・取調べの目的・使命の達成を優先してほしい。

なお、我が国における取調べの在り方等について、以下のような指摘がなされた。

取調べは、まず被疑者の弁解を聞き、矛盾点を突いていくことが重要。

被疑者が真実を話すには取調べ官との間の信頼関係が必要。信頼されなければ真の供述は得られない。

取調べの目的は、被害者のため事案の背景を暴くことにある。本研究会においては、以下の取調べの実情を踏まえて議論すべき。

- ・ 殺人事件の場合、自供をすれば死刑になることもある者に真実を語らせるのが取調べ。取調べ官は被疑者と面識がなく、被疑者の人となりが分からない状態で取調べを開始する。被疑者の心を開かせるため、趣味や幼い頃の話等の雑談で被疑者の人間性を探る。
- ・ 取調べは、被疑者の供述と客観的証拠を吟味しながら行う。
- ・ 取調べ官と同様、被疑者も取調べ官の一挙手一投足を見ている。取調べ官が被疑者に、彼の言動を信じていないような様子を見せれば、急に黙秘に転じることもある。取調べ室ではこのような勝負をしている。

被害者は、自白を得てすべてを明らかにしてもらいたいと考えるが、自白は、往々にして、被告人のストーリーであることが多く、客観的証拠によってきちっと事件を立証することが必要。

我が国の捜査の現状として、取調べの非公開・密行性が、犯罪捜査における真相究明に重要な役割を果たしている。

我が国の場合は、自白をとるという観念が捜査官全体にありすぎるのではないか。

いわゆる志布志事件・富山事件は、逮捕前の任意取調べ段階も含めて、密室での取調べというシステム自体に問題があったことを示していると思う。我が国では、捜査における取調べへの依存度が高いため、取調べの方法を誤ると、真相を見誤り、えん罪を生む原因となるのではないか。

えん罪や虚偽自白の事例が存在する以上、可視性のない取調べ室でなされている取調べ手法が真実解明に役立っているか疑問。

取調べの真相解明機能を担保するためには、いかなる取調べ方法が用いられたのかについて、事後的な検証を可能とする措置をとることが必要。

我が国で、それほど立派な取調べをしているとは思えない。「信頼関係」というが、これには、密室で取調べをしていることによるいわばストックホルム症候群（疑似信頼）のようなこともあるのではないか。

なぜこの研究会ができたのかを考えなければならない。取調べがフェアに行われているということの説明する責任がある。

2 諸外国における取調べの機能

第2の4においては、国等ごとに、それぞれの刑事司法手続等について記載したが、それぞれの国等における取調べの機能に係る点を抽出して整理すると以下のとおりとなる。

刑事司法手続における警察の被疑者取調べの比重については、それぞれの国等の警察の捜査権限、取調べの時間・回数、供述調書の証拠能力等によって異なっているが、一般に、諸外国では、1回当たりの取調べ時間が短く、また、取調べの回数も少ない。また、内容も弁解を聞く程度であったり、自白率が非常に低いなど、真相解明の機能は期待されておらず、取調べの捜査における意義・役割が、我が国に比して小さいことが明らかになっている。もっとも、取調べが全く行われない国等は存在しない。（詳細は別添3参照）

警察における身柄拘束下の取調べ可能時間（起訴前の勾留期間（原則））

- ・ 1日以内～なし（伊（警察は身柄拘束被疑者の取調べはできない））、4時間（豪）、24時間（英）（仏）
- ・ 2日以内～48時間（香）
- ・ その他～10日（韓）、30日（米（連邦））、2か月（台）、6か月（独）

警察における取調べ回数・時間等

- ・ 逮捕後1、2回で、1回につき30分程度（英）
- ・ 約20%のケースにおいて黙秘権の行使又は弁護士の立会い要求があり、この場合、取調べそのものが行われない（米）
- ・ 通常の身柄事件では1回、重大事件でも数回程度（独）
- ・ 身柄拘束下にある者の取調べが行われるのは100件に1件程度との報告あり（伊）
- ・ 取調べを拒否される場合が大半で、実施する場合でも1時間以内が80%との調査結果あり（豪）
- ・ ほぼ全ての事件で、被疑者調書の作成回数は1～2回程度との調査結果あり（韓）

自白獲得の割合

- ・ 警察署が扱う事件では、自白は40から60%台。重大事件では自白が得られることはまれとのこと。（英）
- ・ 現行犯を除いては自白はほとんどないとのこと。（伊）

- ・ 録音・録画が実施された事例について、自白率は24%との調査結果あり(豪)
- ・ 10人に1人程度(台)
警察段階の自白や供述調書等の証拠能力
- ・ なし(独)(仏)(伊(弾劾証拠としては使用可))
- ・ 不同意の場合なし(韓)(香)
- ・ 任意性が認められればあり(英)(米)(台)
- ・ 録音・録画があればあり(豪)

3 取調べの困難化とその影響

委員から、以下のような指摘がなされた。

近年の、被疑者側の変化、及び取調べ官の意識の変化等により、従来型の取調べが難しくなっているのは現実。よって、(取調べの可視化とは別に、)今後の取調べの在り方について検討することが必要。

4 取調べの高度化と客観証拠の拡充

委員から、以下のような指摘がなされた。

これまでの諸外国等における研究によれば、取調べにおいて自白するのは、取調べ官が被疑者に対する共感的な理解を示したとき等であるとされている。

えん罪は、虚偽自白そのものからではなく、捜査の不徹底から生まれる。虚偽自白は、裏付け捜査の徹底によって排除すべきもの。

ヒアリングを行った刑事の職人芸のような取調べ方法は、経験の中で学んだものであり、今後も伝承される保証はないのではないか。

日弁連の英国視察においては、取調べの録画を契機として、取調べ技法を研究し、組織的に取調べの技能を高めようと努めたことにより、取調べ技能が高度化したとの意見が聞けた。また、かつては自白を得ようとする取調べが行われていたが、現在は、取調べは情報収集の場となっているとの発言が聞けた。

捜査機関での供述状況と照らし合わせることにより、供述の信用性の吟味が可能となるように、弁護士の見聞状況の録音・録画の実施について検討してはどうか。

また、第2の2(3)記載の「情報収集アプローチ」に関する委員の発表について、以下のような指摘がなされた。

(被疑者に自由に話をさせた後で、手持ちの証拠を示して説明を求めるということだったが、)捜査側に手持ちの証拠がないときがある。また、英国と我が国では、起訴等に必要な証拠水準が異なり、同一に論じることができない。

「情報収集アプローチ」は、被疑者に言いたいことを全部言わせるという意味では、我が国では当たり前に行われていること。問題は、何も言いようがなくなると黙ってしまった被疑者に対して本当のことを言わせるか否か。日本の刑事司法の在り方として、その先を求めるのであれば、更に検討が必要。

5 我が国における可視化の現状

事務局から、警察における以下の制度等について説明がなされた。

取調べ書面記録制度

被疑者又は被告人を取調べ室で取り調べた場合に、取調べの年月日、時間、場所、担当者の氏名、被疑者供述調書の作成事実の有無等を記載した取調べ状況報告書を作成することとしている。

被疑者供述調書等における各葉指（押）印制度

被疑者供述調書等を録取した際、その録取内容を被疑者に確認させた後、被疑者自身に、調書等の各葉欄外に、調書記載内容を確認した証として指（押）印又は署名を求めることとしている。

取調べの録音・録画の試行

裁判員裁判における、自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討のため、捜査が一定程度進展した時点で、犯行の概略等について供述調書を作成する場合に、取調べの録音・録画を実施している。

これに対して、委員から、以下のような意見があった。

録画がなされた件数に比べ、それが公判廷で取り調べられた件数は、極めて少なく、裁判員の前で、録画されたDVDが再生された例は、ごく限られているのではないか。

6 諸外国における可視化の現状

上記2と同様に、諸外国における可視化の現状に係る点を抽出して整理すると以下のとおりとなる。

調査の結果、それぞれの国等における被疑者取調べの録音・録画制度については、それを法令又は判例により義務付けているもの、録音・録画のある供述証拠に証拠法上の優位性を認めているもの、制度そのものが導入されていないものなど様々であるほか、録音・録画を導入している国等であっても、台湾を除いて、その範囲については、対象犯罪や身柄拘束の有無等により限定されていることが明らかになった（なお、録音・録画の範囲に限定のない台湾においては、実務上、録音・録画前の説得が行われることがあり（日弁連の報告書においては、検察・警察から「録音・録画は取調べの全過程を対象としている」との回答があったと指摘されている。）また、録音・録画されていない内容が調書に記載されているなど録音・録画と内容が異なる供述調書であっても、判例により証拠能力が認められる場合がある。）（詳細は別添4参照）

また、英国、フランス、韓国では、録音・録画が導入される背景の一つとして、無罪事件の発生、不適正な取調べ等があったことが明らかになった。

なお、取調べへの弁護人の立会いについては、それが不可能である国等はなかった。

取調べの録音・録画に係る制度の状況

- ・ 法令や判例により録音・録画を義務付け（米（一部の州））（仏）
- ・ 法令により録音を義務付け（英）（伊）（台）

- ・ 録音・録画を供述（自白・自認）の証拠能力を認める条件とする（豪）
- ・ 録音・録画のある供述証拠に証拠法上の優位性を認める（韓）
- ・ 部内規程により実施（香）
- ・ 導入されていない（米（連邦、半数以上の州））（独）

身柄拘束との関係

- ・ 身柄拘束下の取調べ（米（一部の州））（仏（警察））（伊）
- ・ 関係なし（英（ただし、任意取調べはほとんど行われない））（仏（予審））（豪）（韓）（台）（香（ただし、任意取調べはほとんど行われない））

録音・録画の場所

- ・ 警察署又は警察施設（英）（米（一部の州））（仏（予審の場合は予審判事執務室））（韓）
- ・ 限定なし（伊）（豪）（台）（香（ただし、録音・録画設備があるのは警察署のみ））

録音・録画の対象犯罪

- ・ 限定なし（伊）（韓）（台）
- ・ 一定の重大事件（英）（豪）（香）
- ・ 一定の重大事件（組織犯罪を除く）、少年犯罪（仏）
- ・ それぞれの州により異なる（米）

被疑者が拒否した場合の対応

- ・ 録音・録画しない（米（一部の州））（豪）
- ・ 録音・録画を実施（仏）（伊）（台）
- ・ 録音・録画の停止可能（英）（香）
- ・ 録音・録画の実施可能（韓）

録音・録画と、捜査段階における被疑者供述の証拠能力の関係

- ・ 規定なし（英）（仏）（香）
- ・ 録音・録画の実施を、供述に証拠能力を認める条件の一つとして規定（豪）（韓）（台）
- ・ 録音・録画されなかった供述は証拠として使用できない旨規定（伊）
- ・ それぞれの州により異なる（米）

録音・録画の評価、問題点と克服方策

- ・ 録音導入後、自白がやや減少したのと報告、その後やや増加したとの報告あり（英）
- ・ 限られた法執行機関からの聴取では、両方の評価（米）
- ・ ネガティブな意見は聞かれず（伊）
- ・ 警察官の4割、検察官の5割が自白が減ったとアンケートに回答。通信傍受等の捜査で徹底的に証拠を収集するので、自白を得られなくても捜査上の困難は少ない（豪）
- ・ 制度の導入により捜査力が低下し、捜査力の低下を補うための刑法・刑訴法改正を検討中（韓）
- ・ 日弁連の視察においては、面接した検察官・警察官から録音・録画についての肯定的な評価が聞かれたとのこと（韓）（台）

- ・ 自白がとりにくくなった反面、警察官の保護になるという意見も(台×香)

7 可視化の効果と問題点、克服方策

(1) 効果

委員から、以下のような指摘がなされた。

可視化には、えん罪防止機能、虚偽自白の防止機能があり、少なくとも、取調べの過程を明らかにして事後の検証を可能にする機能がある。問いと答えの過程、表現が明らかになり、事実認定、真相解明にも合理的。

捜査機関にとっては、取調べの全てがそのまま証拠化でき、公正さを示せる。裁判員にとってはベストエビデンスに直接触れ、取調べの任意性を争う水掛け論を防止できる。本研究会において、直ちに「全過程の録音・録画を試行する」旨の提言をすべき。

英国では、可視化によって取調べ技術が向上し、徹底した訓練が行われている。これは、ロールプレイによる教養を行い、それをチェックできる状態になっているからである。

えん罪を発生させる大きな原因の一つに虚偽自白があるが、可視化をすると虚偽自白が減るのは経験則上言える。

他方、以下のような指摘もなされた。

(上記可視化の効果の指摘については)取調べには「被疑者を説得して真実を供述させる」までのプロセスがあるが、その部分を視野に入れていない。

とにかく全面可視化を試行して、まずいところがあれば直せばよいというのは、議論もせずに実験を行うことと同じで危険。可視化の目的等についてここで議論を深めることが重要。

迎合的な虚偽自白に録音・録画は関係ない。被疑者はいろいろな嘘をつく、それを見抜く捜査をどのように行うかが大切。

また、可視化の効果について、被害者や目撃者への司法面接に係る研究から、以下の指摘がなされた。

取調べの正確な記録が残せること、より適切な面接への動機付けがなされること、取調べの回数が減らせること、事後の分析・検証ができることがある。

この指摘に対して、以下のような指摘がなされた。

被害者の取調べに関する研究からの発言だが、「被害者のヒアリングの際にカメラがあって成功したので被疑者のときにも成功するだろう」というのは次元の違う問題である。被害者と被疑者の違いをよく研究した上で判断しなくてはならない。

他方、以下のような指摘もなされた。

この研究では、子供であるからこそ、誘導の問題がよく出ており、そういう観点からも可視化の問題を検討してみる必要があるのではないか。

また、刑事事件の被告となり、無罪・再審無罪となられた方々からは、以下の意見が出された。

開けた取調べ室を作るには、全面可視化するしかない。そうすれば、我々のような犠牲者は出なくなる。

えん罪を防ぐためには、取調べ全過程の録画録音が必要。また、自白のみに頼る捜査・裁判はおかしい。

取調べを最初から録音・録画して欲しい。

(2) 問題点及び克服方策

問題点について、委員から以下のような指摘がなされた。

取調べの録音・録画については、以下のような弊害がある。

- ・ 相互のプライバシーの話等はできないことから被疑者と取調べ官の信頼関係の構築が困難となる。
- ・ カメラを前にして身構えてしまうという心理的影響がある。
- ・ 被害者等のプライバシーが明らかになり、それを恐れて被害者が被害申告をためらう。また、被疑者の中には、原因は被害者にあるとして被害者に責任を転嫁し、虚実をないまぜにした供述をする者がいる。このような供述が録音・録画された場合、被害者の名誉やプライバシーに影響を与える。
- ・ 供述調書を作成しない場合でも、その映像がどこかで明らかになる恐怖から、暴力団事件で組長の関与を供述しなくなるなど、組織犯罪の解明に支障を生ずる。

可視化している国でも、再審無罪が多発している国、無罪率が高い国がある。取調べを重視し、全体として精密司法に徹してきた我が国のえん罪の発生は、英米よりもかなり少ない。虚偽自白がありうるからということで、治安状況がよく、えん罪、誤判が多いとは言えない我が国で、重要な役割を果たしている取調べの機能を低下させてしまうことがいいことか疑問。

現在警察で試行し、検察で実施されている範囲での取調べの録音・録画においても、録音・録画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることが報告されている。今後、取調べの録音・録画の導入について検討する場合、現在以上の録音・録画を行う必要性、実施可能性、録音・録画によって損なわれる真相解明機能、それを補填する捜査手法等、実体法も含め、刑事司法制度を幅広く検討すべき。

虚偽自白がえん罪の大きな原因の一つであるという主張、録音・録画すれば虚偽自白が減るという主張については、客観的な検証が必要。

他方、他の委員から、以下の指摘がなされた。

可視化により、取調べの機能が阻害されることが実証されたことはない。

日弁連の英国視察においては、警察が録音・録画を積極的に評価していると感じた。

可視化は、全ての「公開」を意味するものではない。

また、犯罪被害者の御遺族からは、以下の意見が出された。

取調べでは、取調べ官も自分自身のプライバシーにわたることを話さないと取調べが上手くいかないと聞くが、録音・録画されれば、それができなくなるのではないか。こういったことから、取調べの可視化には反対。

可視化により被疑者の取調べの状況を知りたいと思うが、自死防止活動と被疑者の取調べを同列には並べられないにしても、いろいろな方々と話をする中で、カメラや録音の存在により演技をしてしまう人がたくさんいるとも感じる。カメラや録音の存在により被疑者とぶつかりあえないというのであれば、真実の解明を優先したいという思いもあり、葛藤がある。

克服方策について、委員から以下のような指摘がなされた。

カメラがあることにより取調べ官との信頼関係が損なわれる、心理的影響があるといった問題は、カメラの役割や記録の意味、面接のルール等についてあらかじめよく説明し、ラポール（話しやすい関係）を構築するなどした上で、被面接者から自由報告を求め、質問をすることにより克服可能。

従来、取調べ官が密室で長時間かけて形成すると言っている「信頼関係」とは、浪花節的信頼関係が連想され、「ラポール」とは相当違うのではないか。

ラポールとは、対等な関係ということだろうと思う。これに対して、いわゆる信頼関係の構築論においては、取調べに当たって、どんな手法を用いるのか疑問を持っていたが、以前に他の委員が指摘した米国のインボー氏の著作である「自白」によれば、どうやって信頼関係を構築するかについて、「被疑者に、自分も同様の嫌な環境に置かれたら、同じことをやったかもしれないと同情を示すこと」「犯行の反道徳性をなるべく小さく評価し、被疑者の罪の意識を軽くしてやること」「悪質ではなく、道徳的非難を受けることも少ない動機を示唆してやること」「他人を非難することにより、被疑者への同情を示すこと」等が書いてある。このような取調べの方法が検証の対象とされなければならない。これらは、対等な関係ではなく、支配・従属あるいは迎合の関係を作るための手法ではないか。また、「自白」の述べる手法は、いわゆる1966年のミランダ判決で、取調べの実態を認定する上で、十数か所にわたって引用されている。ミランダ判決は、そのような取調べの実態を是正するために出されたことを認識すべきだ。

なお、これに関連して、元科学警察研究所犯罪行動科学部長Fさんは、第8回会議におけるヒアリングにおいて、「自白の促進要因として「共感的理解」が重要であり、「共感的理解」とは、相手の言い分や心情を相手の立場に即して聴くことにより、相手の感情・要求・悩み等を理解することをいう。話しやすい環境を作る「ラポール」より、もっと長時間かけて形成されるものである。」旨を述べている。

8 我が国における捜査手法の現状

委員から、以下のような指摘がなされた。

我が国は、捜査における科学技術の活用について、他国と比べて相当遅れてしまっているのに危機感が薄い。

指紋やDNAのデータベースの拡充と活用を更に図るべき。

スプリングエイトを始めとする微物解析技術、死因究明のための機器、その他の科学技術の積極的な活用を図るべき。

諸外国に比して、通信傍受の件数が極めて少ない。我が国の通信傍受が、対象犯罪が限定され、要件が厳しすぎることに起因していると思われるが、このような状況でよいのか。

9 諸外国における捜査手法と機能

上記2及び6と同様、それぞれの国等における捜査手法の点から整理し、また、多くの国等で導入されている捜査手法についてまとめると以下のとおりとなる（詳細は別添4参照）。

(1) DNA型鑑定

諸外国におけるDNA型鑑定については、調査した9の国等中、8の国等において、犯罪予防等を目的として、捜査が終了した事件の被疑者や有罪確定者等から、DNAを強制的に採取し得る制度を有しているほか（イタリアは法制化を検討中）、DNAデータベースの登録件数は、判明した7の国等中、5か国において30万件以上（うち3か国は100万件以上）であり、我が国と比較して多くのデータを有していることが明らかになった。

ア 採取対象（下記の者から強制的に採取可能）

一定の罪の被疑者、被告人、有罪確定者（独）

一定の罪の逮捕被疑者、有罪確定者（英）（米（連邦と一部の州））（仏）

（豪（ニューサウスウェールズ州））（韓（被疑者は拘束された者））（香）

一定の罪の被疑者、被告人（台）

イ 採取目的

犯罪捜査、犯罪予防、行方不明者の調査等のため（台）

犯罪捜査、犯罪予防のため（韓）

犯罪捜査のため（独）（仏）

ウ DNAデータベース登録件数（遺留DNAを除く）

500万件以上（米・833万2,712件（2010年））（英・561万7,604件（2009年））

100万件以上（仏・121万4,511件（2009年））

50万件以上（独・66万8,721件（2009年））

30万件以上（豪・39万5,127件（2010年））

1万件以上（台・約5万4,000件（2010年））（香・3万909件（2010年））

韓はデータベースを運用中だが登録数不明、伊はデータベースの整備を検討中。

我が国は11万9,754件（2010年12月末現在）

エ 遺留DNAと対象者DNAの合致の状況

4万687件(英・2008年度中)

9万8,075件(独・2010年5月まで)

2万3,580件(仏・2009年12月まで)

1,300件(香・2010年7月まで)

我が国は、データベースを利用して現場の遺留DNAから被疑者を判明させたケースが1,859件、検挙した被疑者についてデータベースを利用して他の都道府県に係る余罪を判明させた事件数が1,829件(運用開始(2005年)から2010年12月まで)

参考

約11万8,300件(米・2010年5月まで(合致内容の詳細不明))

(2) 通信傍受(捜査目的)

諸外国における通信傍受は、我が国と比較して多岐の犯罪に対して適用でき、傍受の要件として、我が国のように対象犯罪が共謀による組織的なものであることを求める国等はなく、単独犯による犯罪も傍受の対象としている。また、傍受の実施において、我が国における傍受の要件である対象犯罪が行われたことの十分な理由を要件とする国等は少なかった。さらに、すべての国等において、傍受可能な期間は我が国(10日)より長く、我が国のように傍受の実施の際に通信事業者等の立会いを義務付けている国等はない。

ア 対象犯罪

(英) 放火、殺人、強盗、強姦、窃盗、詐欺等の3年以上の拘禁刑に当たる犯罪、大きな財産上の利益を得る犯罪等

(米) 内乱、殺人、強盗、恐喝、人質強要、略取誘拐、贈収賄、詐欺、薬物犯罪等

(独) 内乱、放火、殺人、強盗、強姦、恐喝、人質強要、略取誘拐、窃盗、贈収賄、詐欺、薬物犯罪、銃器犯罪等

(仏) 内乱、放火、殺人、強盗致傷、強姦、逮捕・監禁、強要致傷、贈収賄、薬物犯罪等の重罪又は2年以上の拘禁刑に当たる軽罪

(伊) 内乱、放火、殺人、強盗、強姦、恐喝、強要、誘拐、収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等の5年以上の懲役刑の故意犯罪等

(豪) 内乱、放火、殺人、強盗、恐喝、略取誘拐、組織窃盗、詐欺、贈収賄、薬物犯罪等の7年以上の懲役刑に当たる罪

(韓) 内乱、放火、殺人、逮捕・監禁、強盗、強姦、恐喝、人質強要、略取誘拐、窃盗、収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等

(台) 内乱、放火、殺人、強盗、強姦、恐喝、略取誘拐、詐欺、贈収賄、投票買収、薬物犯罪、銃器犯罪等の短期3年以上の懲役に当たる罪その他特定の犯罪

(香) 内乱、放火、強盗、強姦、窃盗、詐欺、贈収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等の7年以上の拘禁刑に当たる罪

イ 傍受の要件

対象犯罪の組織性

- ・ 要件とする国等なし。

仏は、予備捜査段階では組織犯罪に限定。伊は、組織性があれば傍受の要件を緩和

対象犯罪が行われる十分な理由

- ・ 犯罪の重大な兆候が必要（伊）
- ・ 犯罪の実行等を疑うに足りる十分な理由が必要（韓）

参考

- ・ 嫌疑の程度に関する規定なし（英）（仏）
- ・ 相当な理由が必要（米）
- ・ 疑いがある事実により根拠付けられることが必要（独）

ウ 裁判官の令状の必要性

必要（米）（独・裁判所が命令）（仏・裁判官が許可）（伊・裁判官が許可）（豪）（韓）（台）（香）

不必要（英）

エ 傍受可能期間（1つの令状で傍受が可能な期間（いずれの国等も延長が可能））

30日未満（伊・15日（組織犯罪以外の犯罪））

30日以上2か月未満（米・30日）（台・30日）（伊・40日（組織犯罪））

2か月以上（韓・2か月）（英・3か月）（独・3か月）（豪・90日）（香・3か月）（仏・4か月）

オ 法令による通信事業者等の立会いの義務付け

必要な国等なし

カ 令状発付数

約13万件（伊・実施対象数・2007年・会話傍受も含む）

約2万6,000件（仏・実施件数・2008年）

1万7,208件（独・2009年）

6,112件（台・実施件数・2008年）

3,220件（豪・2008年度）

2,376件（米・2009年・会話傍受も含む）

1,693件（香・2008年）

1,514件（英・2009年）

我が国は23件（2009年）

（3）通信傍受（捜査以外の目的）

オーストラリア以外の国等においては、犯罪の予防や国家安全等を目的とした行政機関等の判断による通信の傍受（行政傍受）が可能である（オーストラリアは不明）。

国等ごとに見た目的は以下のとおり。

犯罪の予防（英）（独）（仏）（伊）（香）

国家（公共）の安全（防諜やテロ防止を含む）（英）（米）（独）（仏）
（伊）（韓）（台）（香）
その他（英・英国の経済的利益の保護）（仏・フランスの科学力・経済力の保護）

（４）会話傍受

韓国・台湾を除く国等で、住居や車両内への秘匿による監視機器の設置が可能であり、これによって得た音声を刑事手続に使用することができるほか、犯罪の予防や国家の安全のため等の行政目的で監視機器の秘匿設置を行える国等がある。

（５）自認（有罪答弁）を得る手法

調査した９の国等中、８の国等において、下記のような司法取引等が導入されていることが判明した（なお、韓国は、未導入なるも法制化を検討中）。

検察官と被告人が、自認と引き換えに量刑等を取引（英）（米（約90%の事件を有罪答弁等により処理））（豪）（香）

有罪答弁の段階等を基準として減刑（英）（豪）（香）

自認又は合意により、裁判を迅速化し、さらに刑を軽減（仏（５年以下の拘禁刑の軽罪に限定））（伊）（台（一定の重大犯罪以外で適用））

被疑者の告白が、犯行の解明又は防止に寄与した場合、裁判所は刑の減免が可能（独・王冠証人制度）

（６）共犯者等に関する供述を得る手法

調査した９の国等中、８の国等において、下記のような司法取引等が導入されていることが判明した（なお、韓国は、未導入なるも法制化を検討中）。

捜査段階において、被疑者や参考人に対し、証言を強制することと引き換えに同人の刑事責任を免責（英）（米）（豪）

検察官と被告人が、共犯者等に関する捜査への協力と引き換えに量刑等を取引（英）（米）（仏・改悛者制度）（伊・改悛者制度）（豪）（台）（香）

被疑者の告白が、犯行の解明又は防止に寄与した場合、裁判所は刑の減免が可能（独・王冠証人制度）

（７）潜入捜査（捜査員による、身分を秘匿した捜査）

韓国と台湾を除く全ての国等において、潜入捜査を制度化している。

対象罪種

- ・ 限定なし（英）（豪）（香）
- ・ ホワイトカラー犯罪、テロ犯罪、組織犯罪等（米）
- ・ 違法な薬物や武器の取引、通貨偽造等の重大犯罪（独）
- ・ 組織的な偽造、汚職、詐欺等の刑訴法規定の組織犯罪（仏）
- ・ 薬物事犯、テロ犯罪（伊）

潜入捜査員に与えられる権限等

- ・ 潜入捜査員による偽装身分の使用（米）（独）（仏）（伊）（豪）
- ・ 違法薬物運搬等の犯罪を行った場合の免責（英）（米）（仏）（伊）（豪）
（香）
- ・ 捜査員の氏名等を漏えいした者への罰則（仏）（伊）

（８）その他の捜査手法等

上記のほか、諸外国では、無令状の逮捕・捜索・差押え、黙秘に対する不利益推定、証人保護制度、ＣＣＴＶ、性犯罪者等へのＧＰＳ監視、全国民の指紋登録制度、参考人の出頭・証言強制等を用いて治安を維持していることが明らかになった。

10・11 取調べの機能を代替し得る捜査手法等及び今後導入すべき捜査手法等
これらの事項については今後の検討課題であるが、委員から、以下のような指摘がなされた。

この研究会では、まだ捜査手法について十分な議論がなされていない。捜査手法ごとに、事務局で、専門家等の知見も借りて、整理したたたき台のようなものを出していただきたい。

指紋やDNA型データベースの充実と活用を図るべき、また、微細物分析技術・死因究明のための人材や機器等の科学技術の積極的な活用を図るべき。

英国では、黙秘権を制限する仕組みが導入されている。黙秘権の持つ意味や、そのプラスやマイナスの影響について議論すべき。また、諸外国に比し、我が国の通信傍受の件数は極めて少ない。通信傍受等に対する正当な評価と適正な活用を図るべき。

被疑者が嘘をつくと処罰される国もあると聞く。このような制度も「捜査手法」の中に含めて検討すべき。

また、これらの事項に関連して、オーストラリア連邦法務省法務次官補Gさんから以下のような発言があった。

オーストラリアの取調べは、非常に短い時間（４時間以内）で行われ、自白が得られるのはまれである。しかし、起訴までに、通信傍受等の捜査で徹底的に証拠を収集するので、自白を得られなくとも捜査上の困難は少ない。

なお、調査対象国の多くは取調べの比重が小さく短時間であり、他の捜査手法等を多角的に活用しているが、このような捜査構造を有する国において、以下の状況が生じていることを踏まえた検討が必要。

- ・ 多数の認知件数
470万2,500件（英・2008年度・人口比で日本の約6.1倍）
1,114万9,927件（米・2008年・暴力犯罪及び財産犯罪の8罪種・人口比で日本の約2.5倍）
611万4,128件（独・2008年・人口比で日本の約5.2倍）

355万8,329件（仏・2008年・人口比で日本の約3.9倍）

270万9,888件（伊・2008年・人口比で日本の約3.2倍）

79万6,903件（豪・2009年・人口比で日本の約3.5倍）

諸外国で犯罪の認知件数として公表された数字であり、国等によって対象となる犯罪が異なることから、諸外国を単純に比較できるものではない。我が国との比較では、我が国の一般刑法犯の認知件数と比較した。

- ・ 多数の逮捕人員

145万8,347人（英・2008年度・人口比で日本の約34.8倍）

228万2,256人（米・2008年・人口比で日本の約9.5倍）

57万7,816人（仏・2008年・人口比で日本の約11.8倍）

19万7,974人（伊・2008年・人口比で日本の約4.3倍）

11万9,106人（台・2008年・人口比で日本の約6.7倍）

4万725人（香・2009年・人口比で日本の約7.6倍）

諸外国で逮捕人員として公表された数字であり、国等によって対象となる犯罪が異なることから、諸外国を単純に比較できるものではない。我が国との比較では、我が国の一般刑法犯の逮捕人員と比較した。

- ・ 高い無罪率

約20%（英・2008年度・検察庁が公訴を維持した被告人のうち、有罪にならなかった者の比率）

約10.3%（米・2006年10月～2007年9月・連邦犯罪に関する終局処理人数のうち、有罪にならなかった者の比率）

約3.4%（独・2008年・公判で判決を受けた被告人のうち、無罪判決を受けた者（無罪判決と併せて矯正処分等を受けた者を除く）の比率）

約4.4%（仏・1996年・重罪院の無罪率）

約12～23%（伊・1998～2002年・4か所（1か所は1989～2002年）の重罪院における実態調査）

約2.0%（韓・2008年・第一審で公判請求された被告人のうち、無罪判決を受けた者の比率）

約3.7%（台・2008年・地方裁判所刑事第一審において有罪又は無罪となった人数のうち、無罪となった者の比率）

我が国の無罪率は約0.2%（2008年・地方裁判所の刑法犯終局処理人数のうち、無罪判決を受けた者の比率）

第4 今後の検討課題

- 1 以上に記載したとおり、本研究会においては、これまで、我が国の捜査構造と取調べの機能について検討するとともに、広範囲の関係者からのヒアリングを実施し、また、既に可視化を実施している国を中心に9の国等について、それぞれの刑事司法の構造、取調べの機能、可視化の状況、導入されている捜査手法等について調査・検討を行ってきた。これらを通して、諸外国においては、我が国と

体系の異なる手続の下で我が国にはない様々な捜査手法を有する一方、我が国における取調べは諸外国に比べ真相解明上の意義・役割が大きいこと、また、諸外国は、我が国と比して人口当たりの認知件数・逮捕人員が多く、無罪率が高いことも明らかになった。今後、それらを踏まえて、当研究会の目的である治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するための方策について検討を行うこととする。

2 具体的には、「捜査構造全体の中での取調べの機能」及び「取調べの高度化と可視化」について、

- (1) 取調べにどのような機能・役割を果たさせるべきか
- (2) 取調べの可視化の目的をどう考えるべきか
- (3) 録音・録画の対象・範囲をどうするのか
- (4) 録音・録画の実施をどのように確保するのか
- (5) 取調べ技術をどのように高度化するのか

といった点について、これまでの検討において示された素材や今後追加的に示される素材を活用しつつ、また、これまでの議論の経緯も踏まえ、更に議論を進め、取調べが果たすべき機能・役割を損なわず、かつ、取調べの可視化の目的の達成に資するような取調べの録音・録画の方法を検討するとともに、可視化の問題点を克服する方策を検討するなど、取調べの高度化と可視化の具体的方策についての検討を行うこととする。

3 また、「捜査手法の高度化」について、これまで調査対象としたほぼ全ての国等が持つ以下の捜査手法等を中心に、我が国において、どのような捜査手法等を導入すべきかの具体的な検討を行うこととする。

- (1) DNA型データベースの拡充その他の犯罪の追跡可能性を高めるための方策
- (2) 通信傍受制度の見直し、会話傍受制度の導入その他の取調べ以外の場面における被疑者等の言動を捕捉するための方策
- (3) 司法取引、刑事免責その他の取調べの機能を補強するための方策

なお、諸外国の刑事手続は、潜入捜査、無令状の逮捕・搜索・差押え、黙秘に対する不利益推定、証人保護制度、CCTV、性犯罪者等へのGPS監視、国民の指紋登録制度、参考人の出頭・証言強制等の捜査手法等の存在と相まって運用されていることを踏まえ、これらについても、必要に応じて検討の対象とするものとする。

「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」委員名簿

| | | | |
|----|------------|-------------|-----------------------------------------|
| 座長 | まえだ 前田 | まさひで 雅英 | 首都大学東京教授（刑事法） |
| 委員 | おおさわ 大沢 | まり 真理 | 東京大学教授（社会政策） |
| | おかだ 岡田 | かおる 薫 | 元警察庁刑事局長 |
| | くぼ 久保 | まさゆき 正行 | 元警視庁捜査第一課長 |
| | こさか 小坂 | いひさし 井久 | 弁護士（日弁連取調べの可視化実現本部副本部長） |
| | たかい 高井 | やすゆき 康行 | 元横浜地方検察庁特別刑事部長（弁護士） |
| | たけの 竹之 | うちあきら 内明 | 弁護士（日弁連裁判員本部副本部長） |
| | なか 仲 | まきこ 真紀子 | 北海道大学教授（心理学） |
| | ばん 番 | あつこ 敦子 | 弁護士（日弁連犯罪被害者支援委員会委員長） |
| | ほんだ 本田 | もりひろ 守弘 | 元広島地方検察庁検事正（公証人） |
| | ますい 槌井 | しげお 成夫 | ジャーナリスト（元読売新聞論説委員） （第1回会議から第10回会議まで） |
| | とくなが 徳永 | ふみかず 文一 | ジャーナリスト（元読売新聞論説委員会副委員長） （第11回会議から） |
| | やまむろ 山室 | めぐみ 恵 | 元東京地方裁判所部総括判事（弁護士） |

（敬称略）

諸外国における捜査・公判に係る状況等

平成23年3月調査段階

| | イギリス | アメリカ | ドイツ | フランス | イタリア | オーストラリア ニューサウスウェールズ州 | 韓国 | 台湾 | 香港 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------|
| 認知件数(2008年) 1 | 470万2,500件(人口比で日本の約6.1倍) | 1,114万9,927件(暴力犯罪及び財産犯罪の8罪種、人口比で日本の約2.5倍) | 611万4,128件(人口比で日本の約5.2倍) | 355万8,329件(人口比で日本の約3.9倍) | 270万9,888件(人口比で日本の約3.2倍) | 79万6,903件(人口比で日本の約3.5倍) | 89万7,536件(人口比で日本の約1.3倍) | 38万6,075件(人口比で日本の約1.2倍) | 7万7,630件(人口比で日本の約0.8倍) |
| 身柄拘束の状況 (2008年) 2 | 逮捕人員 145万8,347人(人口比で日本の約34.8倍) 無令状逮捕可 | 逮捕人員 228万2,256人(暴力犯罪及び財産犯罪の8罪種・人口比で日本の約9.5倍) 無令状逮捕可 | | 逮捕(警察留置)人員 57万7,816人(人口比で日本の約11.8倍) 無令状逮捕可 | 逮捕人員19万7,974人(人口比で日本の約4.3倍) 無令状逮捕可 | | 逮捕・拘束人員 2万7,359人(人口比で日本の約0.7倍) | 逮捕人員11万9,106人(人口比で日本の約6.7倍) | 検挙人員4万725人(任意捜査はほとんどない。人口比で日本の約7.6倍) 無令状逮捕可 |
| 捜査段階における自白の状況等 | 自白は40～60%台(重大事件では自白が得られることはまれとのこと) | | | | 現行犯を除いては自白はほとんどないとのこと | 録音・録画が実施された事例では、自白率は24%との調査結果あり | | 自白する被疑者は10人に1人程度とのこと | |
| 起訴率(2008年) 3 | 約52.3% 告発件数+召喚件数/検挙件数 | 約58.2% 連邦犯罪 | 約22.8% | 約46.3% 公訴提起件数/検察官扱い事件のうち公訴提起可能事件数 | | | 約32.8% | 約48.9% | |
| 公判の進行 | 重大な犯罪は陪審制有罪答弁制度有 | 原則として陪審制有罪答弁制度有 | 一定の基準に基づいて参審裁判を実施 | 重大な犯罪は参審制 | 重大な犯罪は参審制 | 重大な犯罪は陪審制有罪答弁制度有 | 重大な犯罪で、被告人が希望した時には国民参与裁判 | 職業裁判官による裁判 | 重大な犯罪は陪審制有罪答弁制度有 |
| 無罪率(2008年) 4 | 約20% (無罪答弁を行った者の無罪率は約64%) 有罪にならなかった者は無罪として計算 | 約10.3% (無罪答弁を行った者の無罪率は約15.1%) 5 | 約3.4% | 約4.4% 重罪院の無罪率 | 約12～23%(4か所の重罪院における実態調査) | 約44%(無罪答弁により審理を行った事件における無罪率) | 約2.0% | 約3.7% | 刑事第一審 有罪率 裁判院73.2% 区域法院92.6% 原訴法院94.8% |
| 誤判等の状況 | 上訴判決後に不服のある者からの申請を審査した結果、原審破棄は約10年間で272件(刑事事件検証委員会) | DNA型鑑定によって無実を証明できた受刑者は約20年間で261人、うち死刑囚17人(NGO団体 イノセンスプロジェクト調べ) | | | | | | | |
| 警察の捜査権限 | 主体的に捜査 | 主体的に捜査 | 検事の指揮を受けて捜査 | 検事又は予審判事の指揮を受けて捜査 | 検事の指揮を受けて捜査 | 主体的に捜査 | 検事の指揮を受けて捜査 | 検事の指揮を受けて捜査 | 主体的に捜査 |

(注) は、統計がないなどの理由により未把握

1 イギリスは2008年度、オーストラリア、台湾、香港は2009年の数値。比較した我が国の数値は一般刑法犯(刑法犯全体から自動車運轉過失致死傷等を除いたもの)の値を使用した。オーストラリアについては日豪で罪種を殺人、性犯罪、強盗、恐喝、侵入盗、不法侵入、乗り物盗、その他窃盗として比較。

2 イギリスは2008年度、香港は2009年の数値。比較した我が国の数値は一般刑法犯の値。

3 イギリスは2008年度、アメリカは2007年、フランスは2006年の数値。我が国の起訴率は44.4%(一般刑法犯の値)。

4 イギリスは2008年度、フランスは1996年、イタリアは1998年～2002年(1か所は1989年～2002年の調査)、オーストラリアは2009年の調査による数値。我が国の無罪率は0.2%(地方裁判所終局処理人員(刑法犯)の値)

5 2007年度の連邦犯罪についての無罪率。無罪率については「無罪人員+公訴棄却等人員/有罪人員+無罪人員+公訴棄却等人員」として計算しているが、無罪答弁を行った者の無罪率は「無罪人員/無罪答弁人員」の数値。

諸外国における警察の被疑者取調べに係る状況

平成23年3月調査段階

| | イギリス | アメリカ | ドイツ | フランス | イタリア | オーストラリア ニューサウスウェールズ州 | 韓国 | 台湾 | 香港 |
|-----------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| 身柄拘束下の取調べ可能時間(起訴前の勾留期間(原則)) | 24時間 | 30日(連邦) | 6か月 | 24時間 | なし | 4時間 | 10日 | 2か月 | 48時間 |
| 取調べの回数・時間等 | 逮捕後1、2回で、平均30分程度 | | 通常の身柄事件では1回とのこと 重大事件についても数回程度とのこと | | | 取調べを拒否される場合が大半とのこと 1時間以内が80%との調査結果あり | ほぼ全ての事件で、被疑者調書の作成回数は1～2回程度との調査結果あり | | |
| 供述調書の様式 | 問答式(録音がある場合は調書を作成せず、必要に応じて録音の反訳を作成) | 問答式、被疑者自筆の供述書、供述の内容を記録した報告書 | 独語形式と問答式の併用 | 問答式 | 問答式 | | 問答式 | 問答式 | 問答式 |
| 自白獲得の割合 | 自白は40～60%台(ただし、重大事件では自白が得られることはまれとのこと) | | | | 現行犯を除いては自白はほとんどないとのこと | 録音・録画が実施された事例では、自白率は24%との調査結果あり | | 10人に1人程度とのこと | |
| 警察段階の自白や供述調書等の証拠能力 | 被告人の自白は、いかなる刑事手続においても被告人の不利益な証拠とできる | 被疑者がミランダ権利の告知内容を理解し、自覚的かつ理知的に放棄しなければ、弁護人の立会いのない供述に証拠能力はない | 原則としてなし | 原則としてなし | 原則としてなし | 自認は、裁判所が、当該取調べ過程について作成した記録を利用できる場合を除いては、証拠として許容されない | 不同意の場合、証拠能力なし | 不正な方法で作成されず、事実と合致するものは証拠能力あり | 調書を交付し、交付後14日以内に不同意の通告がなければ、証拠能力あり |
| 備考 | | 約20%程度のケースにおいて黙秘権の行使又は弁護士の立会い要求があり、この場合、取調べそのものが行われない | | | 警察は、身柄拘束下では簡易な事情聴取のみ可。身柄不拘束の場合は、検事の依頼を受けて取調べ可 | 身柄拘束されていても取調べに応じないことが可能 | | | |

(注) は、統計がないなどの理由により未把握

諸外国における取調べの録音・録画に関する制度の概要

平成23年3月調査段階

| | イギリス | アメリカ | | ドイツ | フランス | イタリア | オーストラリア ニューサウスウェールズ州 | 韓国 | 台湾 | 香港 |
|----------------------|--------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------|
| | | 連邦 | イリノイ州 | | | | | | | |
| 録音・録画制度の有無 | (法令(実務規範を含む)により録音を義務付け) | × | (法令により義務付け) | × | (法令により義務付け) | (法令により録音を義務付け) | (録音・録画を供述の証拠能力を認める条件とする) | (録音・録画のある供述証拠に証拠法上の優位性を認める) | (法令により録音を義務付け) | (部内規程により実施) |
| 身柄拘束との関係 | なし(ただし、任意取調べはほとんど行われなし) | | 身柄拘束下の取調べ | | 身柄拘束下の取調べ | 身柄拘束下の取調べ | なし | なし | なし | なし |
| 録音・録画の場所 | 警察署 | | 警察署等の施設内 | | 警察施設(警察の取調べ) | 限定なし(ただし、身柄拘束下の取調べは警察では行われなし) | 限定なし | 警察署(警察の取調べ) | 限定なし | 限定なし(ただし、録音・録画設備があるのは警察署のみ) |
| 録音・録画の対象犯罪 | 殺人、強盗、強姦、窃盗、不法侵入等の一定の重大犯罪 | | 殺人及び飲酒運転による死亡事件 | | 殺人、強姦、強盗重傷害等の重罪、少年犯罪 | 限定なし | 殺人、誘拐等の一定の重大犯罪 | 限定なし | 殺人、強盗、強姦、窃盗、詐欺等の一定の重大犯罪 | |
| 被疑者が拒否した場合の対応 | 録音停止可能 | | 録音・録画しない | | 録音・録画を実施 | 録音を実施 | 録音・録画しない | 録音・録画の実施可能 | 録音を実施 | 録音・録画の停止可能 |
| 録音・録画と被疑者供述の証拠能力との関係 | 規定なし | | 録音・録画されていない供述は原則として証拠能力がないが、訴追側の反証により、その任意性及び信用性が認められれば、証拠能力は認められる | | 規定なし | 録音されなかった供述は証拠として使用できない | 自認は、取調べ過程の録音・録画がある場合を除き、原則として、証拠として許容されない | 公判において被告人が調書の成立の真正を否定した場合には、映像記録物によりこれを立証することができる(検事調書のみ) | 録音が行われなかった場合の供述調書の証拠能力については、人権保障と公共の利益の衡量により判断(判例) | 規定なし |
| 備考 | 機器の不具合が生じたとき又は機器が使用できないときは義務付けの例外とする | | 質問に対してなされたものではない自発的な供述や録音・録画が実行不可能なときなどは義務付けの例外とする | | 一定の組織犯罪や、技術的な問題によって不可能なときは義務付けの例外とする | 機械の故障等、技術的に録音できない場合は義務付けの例外とする | 機械の故障や期間内に記録装置を利用できない場合は例外とする | 急迫の事情がある場合は義務付けの例外とする | | |

諸外国における捜査手法等の概要

| | イギリス | アメリカ | ドイツ | フランス | イタリア | オーストラリア | 韓国 | 台湾 | 香港 |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| DNA採取 | ・拘禁刑のある犯罪の逮捕者等 ・同意不要 ・4万687件の遺留DNAと対象者DNAが合致(2008年度) | ・重罪等の有罪確定者 ・一部の州は逮捕被疑者も対象 ・拒否には罰則あり ・約11万8,300件が合致(2010年5月まで) | ・要令状 ・重大な犯罪、性犯罪、その他の犯罪を繰り返した被疑者、被告人、確定力のある有罪判決を受けた者 ・9万8,075件の遺留DNAと対象者DNAが合致(2010年5月まで) | ・性犯罪、暴力犯、麻薬犯等の被疑者、有罪確定者 ・一定の重罪の有罪確定者については強制採取可 ・拒否には罰則あり ・2万3,580件の遺留DNAと対象者DNAが合致(2009年12月まで) | ・データベース構築のための立法を検討中 | ・被疑者、重大な正式起訴可能犯罪の有罪確定者(ニューサウスウェールズ州) | ・要令状 ・殺人、強姦等11類型で拘束された者、刑の宣告を受けた者等 ・2010年7月より法施行 | ・重大暴力犯罪、性犯罪の被疑者・被告人からは令状による強制採取可 ・1999年に法制定 | ・7年以上の拘禁刑、脅迫、恐喝等の被疑者・有罪確定者 ・強制採取可 ・1,300件の遺留DNAと対象者DNAが合致(2010年7月まで) |
| 被疑者DNA型データ数 | 約562万件(2009年)(人口10万人当たり約1.0万件) | 約833万件(2010年)(人口10万人当たり約2,700件) | 約67万件(2009年)(人口10万人当たり約760件) | 約121万件(2009年)(人口10万人当たり約1,900件) | | 約40万件(2010年)(人口10万人当たり約1,800件) | | 約5.4万件(2010年)(人口10万人当たり約230件) | 約3.1万件(2010年)(人口10万人当たり約440件) |
| 運用開始 | 1995年 | 1998年 | 1998年 | 2000年 | | 2001年 | 2010年 | | 2001年 |
| 通信傍受 各国とも行政傍受も可 | ・放火、殺人、強盗、強姦、窃盗、詐欺等の3年以上の拘禁刑に当たる罪、大きな財産上の利益を得る犯罪等 ・会話傍受可 | ・内乱、殺人、強盗、恐喝、人質強要、略取誘拐、贈収賄、詐欺、薬物犯罪等 ・会話傍受可 | ・内乱、放火、殺人、強盗、強姦、恐喝、人質強要、略取誘拐、窃盗、贈収賄、詐欺、薬物犯罪、銃器犯罪等 ・会話傍受可 | ・内乱、放火、殺人、強盗、強姦、恐喝、逮捕・監禁、強要致傷、贈収賄、薬物犯罪等の2年以上の拘禁刑に当たる重罪又は軽罪 ・会話傍受可 | ・内乱、放火、殺人、強盗、強姦、恐喝、強要、誘拐、収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等の5年以上の懲役刑の故意犯罪等 ・会話傍受可 | ・内乱、放火、殺人、強盗、恐喝、略取誘拐、組織窃盗、詐欺、贈収賄、薬物犯罪等の7年以上の懲役刑に当たる罪 ・会話傍受可 | ・内乱、放火、殺人、逮捕・監禁、強盗、強姦、恐喝、人質強要、略取誘拐、窃盗、収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等 | ・内乱、放火、殺人、強盗、強姦、恐喝、略取誘拐、詐欺、贈収賄、投票買収、薬物犯罪、銃器犯罪等の短期3年以上の懲役に当たる罪その他特定の犯罪 | ・内乱、放火、強盗、強姦、窃盗、詐欺、贈収賄、薬物犯罪、銃器犯罪等の7年以上の拘禁刑に当たる罪 ・会話傍受可 |
| 令状発付数等 | 内務大臣の許可 1,514件(2009年)(人口10万人当たり約2.8件) | 2,376件(2009年)(人口10万人当たり約0.77件) 会話傍受も含む | 1万7,208件(2009年)(人口10万人当たり約20件) | 実施件数 約2万6,000件(2008年)(人口10万人当たり約41件) | 実施対象数 約13万件(2007年)(人口10万人当たり約220件) 会話傍受も含む | 3,220件(2008年度)(人口10万人当たり約14件) | 非公開 | 実施件数 6,112件(2008年)(人口10万人当たり約27件) | 1,693件(2008年)(人口10万人当たり約24件) |
| 司法取引 には捜査協力による刑の減免制度を含む | 有罪答弁制度あり | 有罪答弁制度あり | 王冠証人制度あり | 薬物犯罪等につき、捜査協力による刑の減免あり | テロ犯罪等につき、捜査協力による刑の減免あり | 有罪答弁制度あり | 導入のための刑事訴訟法等改正を検討中 | | 有罪答弁制度あり |
| 刑事免責 | | | × | × | × | | | × | × |
| おとり捜査・潜入捜査 | 秘匿捜査員が一定の行為を行うことを許可できる | ・ホワイトカラー犯罪、テロ犯罪、組織犯罪等 ・偽名又は架空の身分の使用や、盗品又は禁止物品の購入等の違法行為も承認により実施可能 | ・違法な薬物や武器の取引、通貨等の偽造等の重大犯罪 ・架空身分を設定又は維持するため、必要な文書を作成、変更、使用可能 | ・組織的な偽造、収賄、汚職、詐欺等の組織犯罪に対し、潜入捜査を実施 ・身分偽装、一定の犯罪行為が可能 ・真正身分の保護 | ・薬物事犯、マネロン犯罪、銃器犯罪の捜査について、おとり捜査、潜入捜査が導入されている ・身分偽装、一定の犯罪行為が可能 ・真正身分の保護 | ・犯罪捜査や情報収集等の目的のため、職員に仮の身分の取得、使用を許可 ・仮の身分を使用しているときの犯罪等は法的責任を問われない | ・おとり捜査は薬物事犯の捜査に活用 ・潜入捜査は導入していない | ・買い受け捜査が判例上可能 ・潜入捜査は導入していない | ・潜入捜査の実施が適切かどうかを判断して実施 |
| その他の捜査手法等 | ・無令状逮捕 ・黙秘に対する不利益推定 ・暴力犯・性犯罪者登録システム ・多機関連携公衆保護協議制度 ・証人保護制度 | ・無令状逮捕 ・大陪審による証人への出頭、証言、資料提出の強制 ・性犯罪者登録・情報提供制度 ・性犯罪を犯した者に24時間GPSでの監視 ・証人保護制度 | ・身元確認のために必要な措置(拘束・搜索等) ・ラスター捜査(公私の機関等に対し、特定のメルクマールに該当する人物のデータの提出を要請・照合) ・証人保護制度 | ・無令状逮捕 ・提出命令 | ・マフィア的結社罪、予防処分等 ・証人保護(身分の改変、経済支援等) | ・無令状逮捕 ・連邦王立委員会等における資料提出、証言強制 ・暴力犯・性犯罪者登録システム ・証人保護制度 | ・17歳以上の全国民の指紋登録制度 ・性犯罪者等に対するGPS監視(2010年6月までに607名に監視装置を装着) | ・警察による勾留処分 ・証人保護制度 ・報奨金 ・性犯罪者登録等 ・捜査官の取調べに対する偽証罪 | ・無令状逮捕 ・証人保護制度 |